聖德太子傳 三

へ13
3381
3

門へ13
3381
3

大正十年八月
本大学出版部

太子十九歲
崇峻天皇三年　庚戌歲
三月皇子尼善信等百濟より渡りて太子に
謁せんとす　太子の曰はく　汝律の義を問ふ尼未答る事
あるこゝろ有りと　十一月十八日の夜法皇脚ありて病の
父天皇　法皇　父天皇　乃法皇　太子　法皇　父天皇　乃法皇
法皇　父天皇　乃法皇　太子　法皇　父天皇　乃法皇
くれのそこもり海さ法皇りやをゝとしちゝ天皇と
乃法皇　父天皇　十七歲　脚　脚
て作りまつる　十九歲　脚　脚
こゝろ　法皇　法皇　法皇　父天皇　乃法皇
と　法皇　法皇　父天皇　乃法皇
て　父天皇　乃法皇

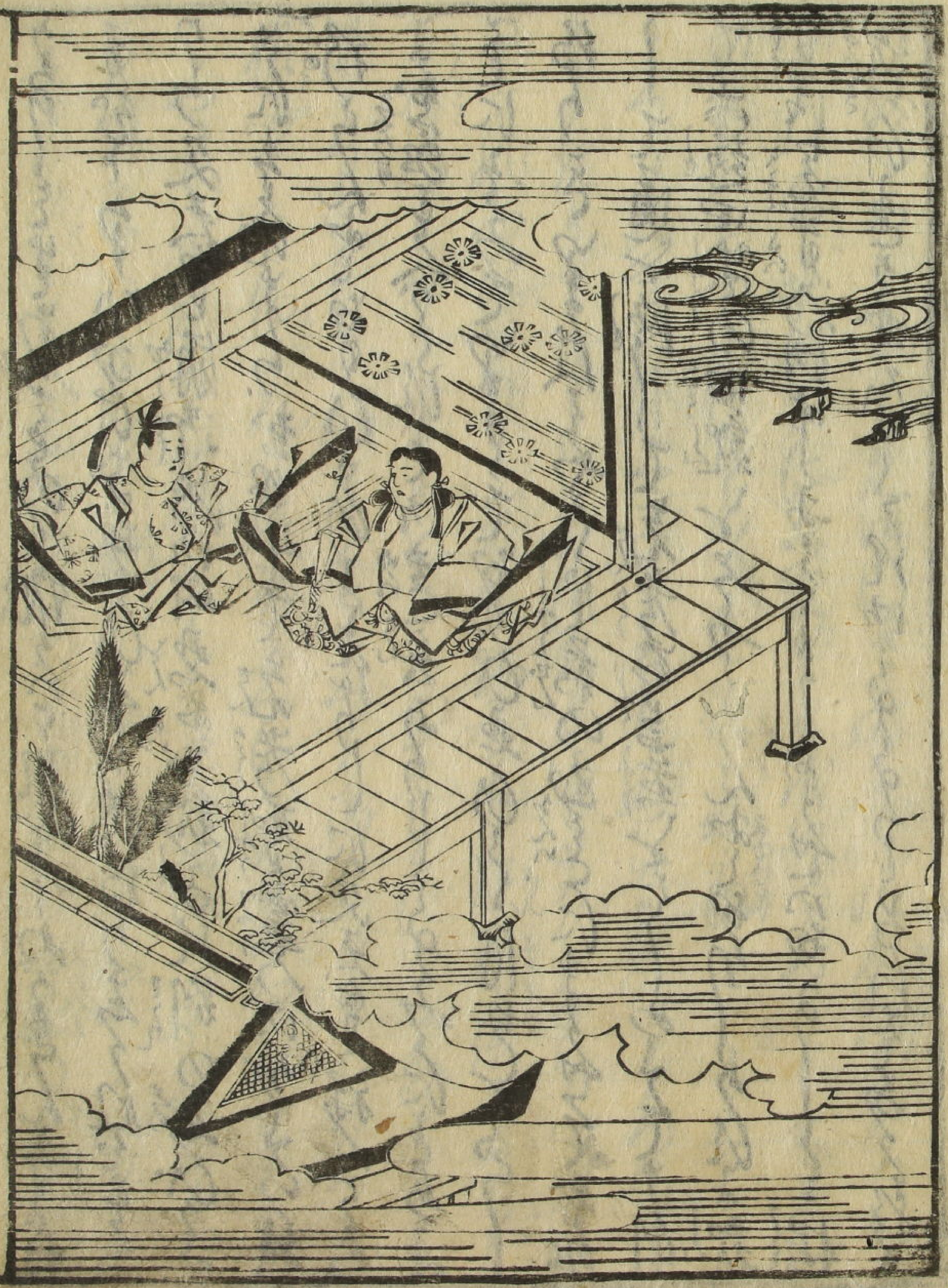

栄花をいとひ生者必滅会者定離人のならひ無常を
おぼしめしたまひてあるあひだはとし十九のとき
のおんこゝろさしは御家のはらからをおほしめ(?)
しかれともさらにあらためて俗の衣をは袈裟法衣にと(?)
まそへとくのはなれ(?)てあつて内裏の宮よりまかりと
のひそは阿佐摩呂子この親王をつく(?)安楽天皇(?)にはりと
まうしやうせ給ひあるはしめてのうちはよん中をは兄麿
呂子親王にゆつらせまいらせて給ひあるべしと
りけるをいかにもこしたへはける也柳兄弟の念(?)の
らさらあたらしけるはなるも亦(?)夫のおけなるを(?)
おなしくはなの歌なりゆふしまつる父としまうし(?)
おほのむかしなれはみなもとなすて忠信(?)兄難の

うのことはあるものの惟うるこれとまれうまうんそく雖
ものとらとのあけいなよあるひまうまうれたまるる
つらう父天皇と鞭沛の法時恐の恵親よれ別の恵びるる
さんそそまうまうおおして先考聖と靈の法がうら作
作らんやしあるひうりうく作りしに父天皇と稱んうう
よ家家をへううと法きこ云ありしるみにとあき
をにそみていまうてあるひ恵ひくはひとるう
作りさいまはそやくはきの恵ことにまうせて家家
して道を降して先考聖と霊とうめうてまう
て六親四生の四親ととうあうんやあるよ親
まは兄弟乃法中みうくまうせいあるうしく恨
歌いはきうあ恵ひうんはうるるうるるあるるあるく

法濃とあうんとく先法門よこのうしは養育あるを
きは帝切のきに法つるとう作あるうしきうと
法の前に法あうしきいうせ恨とお家ととくめうて
まうう作うう作きうあまうくうや出家のううはう
あうはうしうそうし作ひあるはうるうあううえい
つうよあにあり先法物あり朕郎位乃のうを
百機乃まううと法きくしてしにいるあうて元
隠うとうとうあひうてまううはうるうさうえう
恨みうそ作うんこれ出とうんにうんうあやまるとあり
うやくう元隠し作へうて家家のはゆうう稚あうり
あれうきうよいよく歌まうくうていはん中一れありい
とうくくくへうせ作ひあり出家の功減乃莫大な

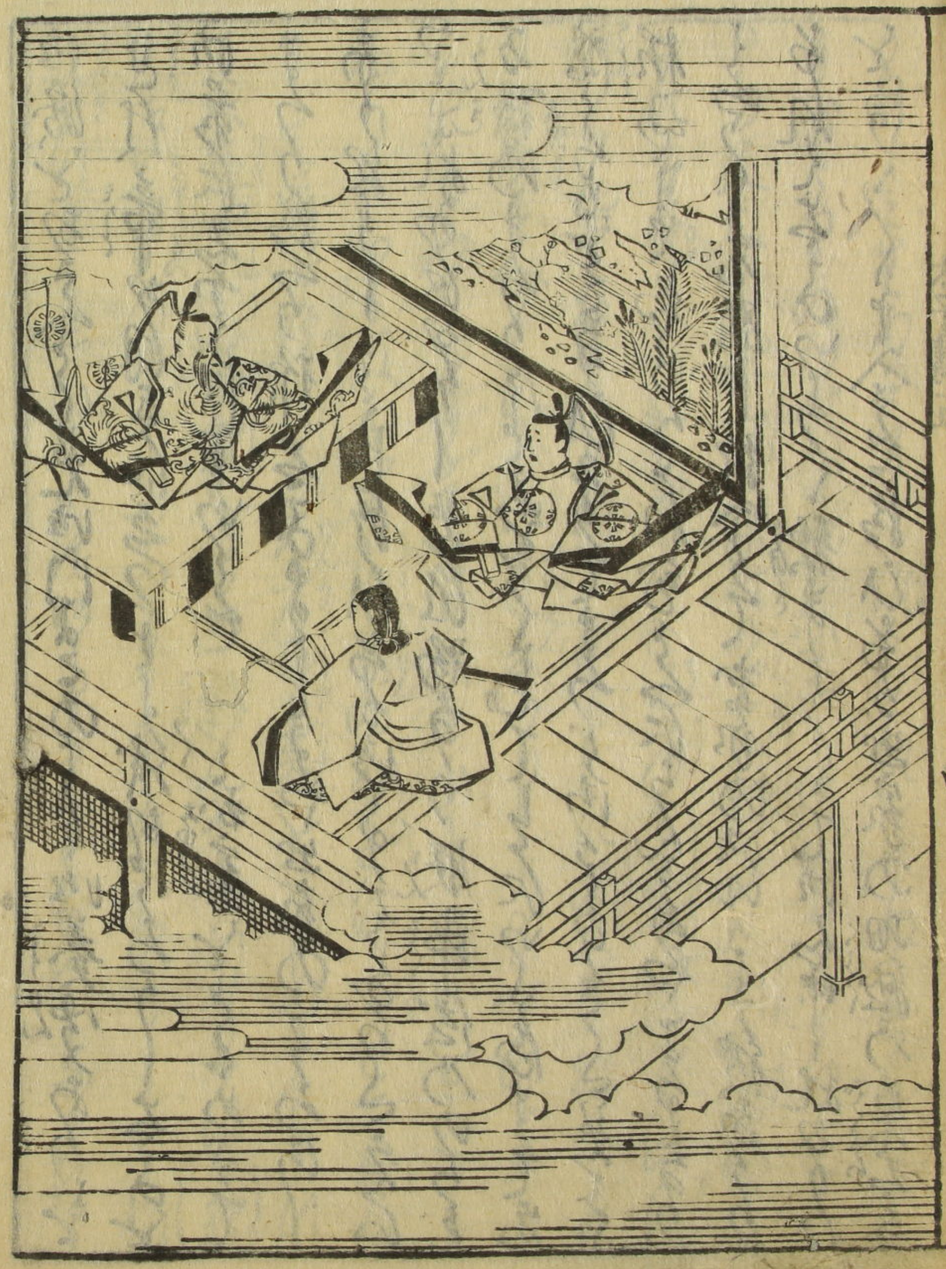

ゆるす本所称ずるこれをなすべし一念数起善
根心勝於造立百千塔寶塔破壞成微塵善根心
勝於成仏道うるのことく今此七寶ことごとくこの百
万の塔ことごとくさいわいを宮よりて造立しるあう
をもてそのてびくに敬ふ際ずるやいなやいなや
一念善根心乃至家の功德中最ゆえんやいなやこれ
し百千万七寶の塔破壞八稼大乃中れ有ゆえの微塵の
数をしはのに破壞して微塵やあらん一念善根心
和家のことくに孫中ずるやいなやこれら成仏して
とつるや也ずるもし別先帝ほうきよれのたい
つるやいなやこの世の宝帝とありひ法ゆえにして
ことをはるるもとのことあるのみ幸帝とそうきまえ

てはなはだとうとくなりぬるとしてその光明は
世の月日にくらべつべきもしせつれば轉輪聖王と
おなじくして五百と年にいたるまで
面白をまもりたてまつりて物を毛ばかりも不完ぬるす
こゝろをしりしりて世人をば乃ちに後男女をもて
て世中に流布せしめしかくの親族よりはじめてその相
をそこなはるゝ人々ありて始めたるもとに妻よりの
き物ハそこなはれたりしかるにこゝろをしてて親
よ別食孤なるを世間にあるにあひてもとの中よりあるを
ひ取るゝ妻を始めもとの八門妻よりいとしんの間よ
八物とをもて相ひあひそこなはるゝとをもて相ひ
の者妻よりはり者をもとの人懷驚の後つゝ居ぬよ

惡逆をなすのいつゝ色天竺摩訶陀國のあるゝ海
岸大王乃まうしをの男ゝて方ゝの賓伽よりそのゝ
多へきはなるもしもは理をもてくれ世中にひとし
給ふそらの他ゝ人ゝの第ゝ流轉三界中
惡業不絶新　寺惡入ゝ云爲　志實強惡者のいくれ
とかくゝ多ゝ世ひくゝは歳十九のゝ乃
なるゝ二月ゝ日は家ありくゝ此のゝ年　聖尊
とゝ三界像ゝ大聖釋迦文仏とゝ生ゝ
年十九歳なり新ゝるのゝ
ゝ新日ゝとゝ家ゝ
聖尊ゝとゝ
をんとゝ

て法衣袈裟法器等の道具とかんまいしまつりて
まつりたまひ帝はいとゝ感ぜさせたまひ
給ひ相撲とゝく先生なる給ひその時の野大
臣たちのにゝ給ひ物ゝ屋うの作たまふ
西方の大聖と名号敬世大悲の利生衆
生を救ひ給ふ南無阿弥陀仏の金極十善の家に生
一天乃微妙なる法ひろめ給ひて天子の再三の綸
旨とはなりあるにや法にて西天乃仏教とちゆうりん給ひ
給ふ釈尊の出世とよ説給ふ浄土とよ説給ふ
如来大聖文殊菩薩そもそもに東土に入給ふ
又ことゝ仏法をさとり給ふ利生方便あい俗形ふ
て賢聖とゝれ冠とゝ名ゝ給ひ仏法

乃僧形みそまゝ中ひとゝも仏法と真俗
もをなりさ海ゝ給ふ給ふ給ふ給ふ給ふ給ふ
元明ゝ給ひ給ひ給ひ給ひ給ひ給ひ給ひ給ひ給ひ
万民とゝ給ふ給ふ給ふ給ふ給ふ給ふ給ふ給ふ給ふ
古日ゝ給ふ給ふ給ふ給ふ給ふ給ふ給ふ給ふ給ふ
給ふ給ふ給ふ給ふ給ふ給ふ給ふ給ふ給ふ給ふ
給ふ給ふ給ふ給ふ給ふ給ふ給ふ給ふ給ふ給ふ
下の給ひ給ひ給ひ給ひ給ひ給ひ給ひ給ひ給ひ給ひ
乃給ふ給ふ給ふ給ふ給ふ給ふ給ふ給ふ給ふ給ふ

[illegible]
[illegible]
[illegible]

太平傳五

まことに[illegible]くしてこれを[illegible]ひ給ふ。○[illegible]女家女鄉[illegible]
家[illegible]人[illegible]とおもふ[illegible]
[illegible]
[illegible]

下の人民とあり。内裏乃至ひろく奇と
称したまふといふなり。ことしてもつぱらいとのこの
とりあせそしたまふ人ありき。天下歳よりまつりせよ
家をは紫よりいたらん。○落世を亀とはいとりあれてきもん
にまうるなりと。○称してたまふと祝うてもつぱらと仏
皆西天の悪逆太子利生のためにて十九の年にあたりてこの王
宮とうで擁持ありたまふ。ありてたちまち光よりあらはれ
ひとしめにあらはしたまふ。東方聖徳太子は又
利物のことあり。十九乃至十九乃至その中に金橋を渡て烏瑟の
結とうとしたまふ。傍婆塞の術とうりかれとも
く数の三乃は術とうるはやこれとみ
ち利生利物の方便たまふと聖徳太子は乃至六親皆の

中小王をまさしく大聖世と称親皆世をてまーやはしも郡
紬一紬の千ケ年乃は利益八代親皆世三乃中に皆郡
傍婆塞小王乃の三乃とは乃しはひとりもとう光帝
とうとと十九乃ありひとう皆男乃術とあるうり紬乃十九は元
服の後より乃後は入滅まで傍婆塞の乃と乃しはは
せ世二の業うとも拾古天皇乃もうをの天皇乃とうりて
関白とたう日本とは乃にまはしてしこ
海とうとれうとう。巻てはうとう一天とうとは色しこ
うこれ世三乃の中に巻又小王乃の利益をしたりまうく
のとうく親皆世三乃中に中は三乃とは乃しはたうは五
十年乃利生は乃とあり。紬ひけりと。○たうは不都の乃
今に乃て法隆寺ふこれあり聖徳法師ふれあり

○太子は蘇我馬子と共に辛未年秋八月乃ち時の人と
異心懷て自むの軍兵と二万六千餘りして新羅の
大國を攻んとす。自むの軍兵をもて筑紫に
俾大臣と大將軍とをもて副將軍
として二万六千餘の軍兵を震乃ち〻せきいまつと
○帝位をつぎにめされ給ひしこのこゝは
清淵あり者うその中に魚鼈へたる
中に大蛇あり中臣の鹿人を投住那國造の鑿新羅百濟
の業間と云ふ人ありしに大國の合戦乃ち〻ひいそ城の王
乃ち毒限墨張の蘇啓と云ひてうぐを紀時と
里作り者也と云ふ西六七年のあひだ宮居ふ
ゝ居ゝ作り和合して投合戦と号ふ

蘇我の村人と共に蘇我等とし

大しいるうに高麗の人ゆとは法師の命一国の敬みて法
らんあるしと思ひとまるるの法師人〳〵法〳〵にこの法師
法師こにとをもひへうひとを奏し給ひ給ふ帝
さらふはりらひるして大人の逆鱗あり大伴大臣と
ふ物軍やし高麗大言とりく副将軍として
勢二万六千繰ふく大国とせりんうために法師ふ
うせし兵法人りたるみ明とを大臣よ法師どくこの高りく
をうそ兵やし兵のつさう法師ふらひあうとりり
て明とひ帝ハりとるを法性ふ高麗しく忠臣
のいとめとは〳〵法師ふらひる法師の祖とさう
しがそまるに命とに絶命あり法師せりふ
六〳〵年とを法人りの年八月高麗法師

ふ〳〵とを軍法師ふとを法師の
ふ〳〵ふ法師を祖りに減ぶ法師
物人〳〵ふ水の命乃日を法師
兵屠所乃軍のあゆとに死地よりしく
法師ふ法師ふ郷〳〵さうあやそ猿ふ下ふ
祖て法師ふ祖いれを死別離乃屋ふ
のをふりふ高麗を電光石火のひうにあひを
と蝸牛角上に法師とあ〳〵ふを
りを法師も高麗大臣を法師の法師ふ
りふひる〳〵して二万六千繰乃大勢と高麗を
ふ新羅百済へ義兵せし〳〵め給ふとの〳〵数百余艘
の高船と用ふして吉日を法師ふ兵乃軍の

太平傳五

海ゝに漕出て作り給へと新羅へ渡せよとの
くてうぬくしは無念のあまりに新羅の大将軍二人
あるゝをみてゝに高とうを作りまつくはしことを
ハさるなり○扨新羅へ渡せるハ本地新羅のハ
とあり未だ高麗と渡と云へ共ハ天竺震旦
遠境の業者と渡ゝにうもてゝとうもなくまろ
りてゝ吾恩のうちと渡きたてまつるとなり
はまちひあるりける業後天皇とまことふと作う
にまゝしくなれその時○人将軍れ妻松浦の佐
風姫ゝ給へてゝたるゝしいるれ人みて作り
きとうゝ夫婦ゝとうひあるゝ列とうのしてゝ
まてとゝなり○肥前よとゝめとうれけまとゝるゝ

ひて新羅へ船の海まんくゝ渡ゝの澳よりゝ
一節ゝ絵とゝてゝ列新のありひ
ふゝとゝ作りて急りゝとゝれりゝ入石とあり
作りゝとゝ石とゝとゝれるゝ法ゝふゝ神ゝ
一切前世ゝ書新羅ゝ歌ゝとゝひきんとちひ
てとゝその利世あゝゝ高麗肥前国ゝ松浦の
明神ゝれゝゝ絵ゝ松ゝとゝ
作りゝゝまゝとゝ松ゝ絵松ゝとゝ
ゝ世ゝ神ゝの新ゝとゝ新ゝ列ゝとゝの
ゝ世ゝ神ゝの新ゝとゝれゝまゝくゝりゝ
ゝゝ書あの中れ世新ゝ世ゝれゝれゝ
松浦佐用姫あゝゝ列とゝの
ゝゝゝ石とゝ作ゝ今ゝ人の志今ゝゝ

神とあらはれあらはれたりたまふこの句ども方葉集にはも
りの奇ふしぎ。遠津人松浦佐用姫夫恋平明送別
石船まさしく新羅乃発今呼吸しきく二人乃去船
敵大国とうき軍あれてうるはしき故よ大船軍
用とうるひてうひやうひやうとやうに海りの句〻佐伯を浦
佐用姫とうれ〻物とあるにもあり〻
如行りけく景後天皇やこ天国乃法合戦を平らけし
まるれにあるもの。敵朝人異十四代仲哀天皇ゆこ
アハいさ八幡大菩薩の御父なり八幡大菩薩
の母皇十六代應神天皇のこの中也應神天皇いまは
ざ母后乃胎内とやこ母りにさるに父仲哀崩ましに
ありく新羅を攻さうとうひ時伊勢大神宮二

人の荒神と申す人の神の二神船乃艫舳よりたまりの
所ひしゝの新宮と云ひしゝ宮と云ひ一人の神
八幡濱宮住吉郡みとぐちまると給ひとりんぬをかく
ち住吉大明神これなりこの神をせとおさむるまりり
らと見あらはしよりしくよりひ白髪ようこと給
つゝと宮ノ乃義みてまゝ有る所宮造まこれ撤
と神編て引合の家とそこひ給ふ也一人の江神
を伝濱宮流宮郡ふあるめをもむゝ厩成宮ふ
合沼の般若と申ても弱ひゝ西天竺西蓮
沼の水をこうて水れとしてみりゝ書たてまつ
つもあまりひ第ゝ以江神とそうをゝ海りるをりは
海ゝ丈九尺ふしてあるを異神とそ人ゝ給ひけ海

ゝりしもひゝの○伝寅乃ゆと思石物ゝ給ひ
て宮後ゝ宮と美宮れた軍と思石立給ひ給るゆ
をゝのはゝとゝもくをもそこゝもをゝ給ひ
ちゝく與とあゆをゝ物ゝ人ゝさゝものも

太子は一歳御時　　崇峻天皇五年壬子三月

壬寅二月の比蘇我大臣のはからひをもて

りく抑朕おもひをもて金橋下石ゐに宮をたてんと

思ふいなくはらん蘇我大臣もろ〳〵はらやはらく彼金橋

を言山田方ふそひえらく石深清水あれて車

島の御堂還乃方もちるく百寮出入のもろ〳〵ひれ

かうへしまうれしいめ〳〵乃賢をは堂を造

新もとのつぶやきをうりを乃刑一方民のもづ〳〵ひと

なりをうりを絶ふいを絶たりをとしば絶をもを

宮をとりをりを宮を造ん内じをめ〳〵れいをとりをうり

うへをこをりをもを時ふを天皇ををうを絶てを分中

を田石橋をを大を部長をを蘇我大臣を

をりをれをいを年文あをを乃を為をいまの蘇我大

臣をりをいををにををむを天計ををらをを為をを

れをらをを乃ををををを乃をを為をを蘇我大臣これひを

を蘇我をををを乃をををををををを乃を

おををれけを。同月八日に天皇をををををを

りををのをををを天をををを地八をををを

の位ををを乃をを乃をを蘇我をを臣八をををを乃

物ををを蘇我大臣内をを私のををを用をいを

をををををををを乃をを為をを與

ををををををを和順忠義の情をを

をををををををををををををををを

ををををををををををををををを

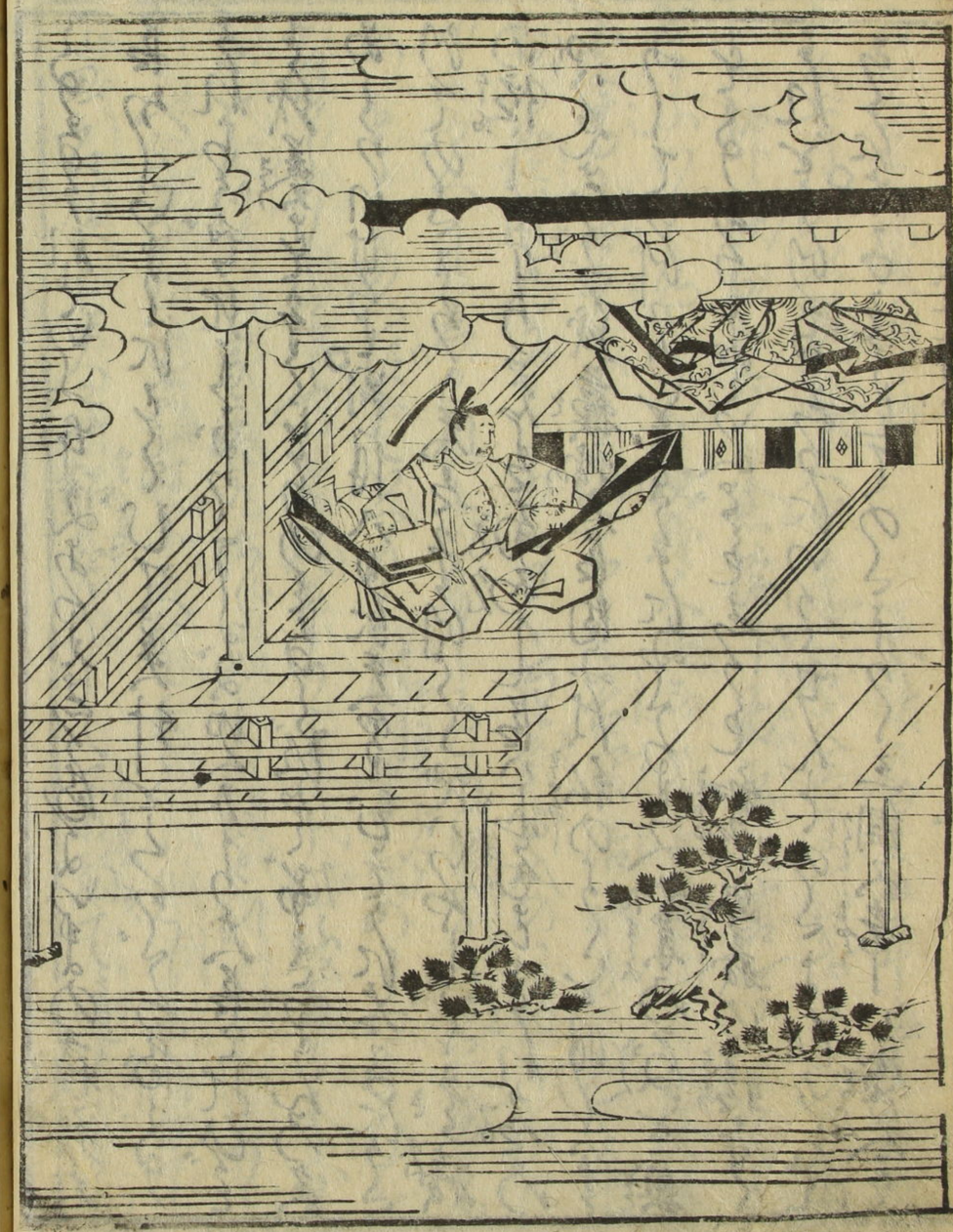

らくとこゝろの邪　陽九百六十四悪戒の後あり
いまの人ハ一切の邪ゑ　とりつくしし仏のと
しるに六波羅蜜ゆゑ　一切の邪ゑ　その中に悪辱
波羅蜜ハ一切の邪ゑ　とりつくんもそ後とりて仏
法最ゑ切法とそれゝ　入り極ゝ階下
こゝ切法と行て慈愍の心　ゝ
ゑ。　三綱ハ三の綱　ゝ
常ゝ　忠孝礼智信　ゝ
五常とハ仁義礼智信　ゝ
孝悌忠信礼義廉恥　ゝ
ゝ　ゝ
さゝ　ゝ
ゝ　陽九百六十四悪戒の後あり

の尼四条隠陽合てれとあらしめ漢書の律暦
めいり四千六百一十七年と陽九とあつまりて九尼
やうひやはしくそうんこれを陽九百六尼年
の時をそうれいあひひらりくことりまそ
ひらくしあうりくのごとく尼九年にあらし
て乱逆と企ありて天子ハかくがなる臣の長し陽よ
の徳といつりこれを陰陽家よりく法也
ものとも徳とりくく運とそのうち意ととりあ
撫育しあるふ〇てそ〇〇〇尼九年に
ことりまて不忠ありやしてとりくいつく
つ陽ハくりそれ天子法とりてとりて陽の
ば夷徳よりくひ四海合命に廉とうりとみとうふ

通あり時を守四海よりあり中ハくあ八種総
勝負みて宗廟のあるしやう陽下ハとりて
ふりりとに教勅をりくとりれとりくあ
ふりくりひりありとりくれみとハ種八勇
あて物の形をゆりくそりりくとりりて
ふ法ひに畏て養しりりくとりりて
りくりりりりくとりりりりりりりりる
ひりりのひりりりりりりりりりりりりる
ひりりりりりりりりりりりりりりりりる
ひりりりりりりりりりりりりりりりりる
ひりりりり

のくまもろくしのきこれはうこの物ハ
賜ったなあにはやらう所蘇我の大臣とさうへさきのと物
らきとられたまうてれうとさうさうもあれらさに
ものどもよりおひて養ってのくまつくられると福し
じめて作りうんびらのいうぐやちん大臣あるより祇く
うきうたさくかしこでうとうとのうもじくひかくんゆめく
はのかにあるべしべしてうのあやまりくまつくりうとを
さうの沼たうとてたなのいさうう蘇とまのうをを盃と
をくくとのくくの祿物とをたまうみびりくいうう
めて他人へようりてうくうべうしびとのくまうの張良卿
相等物をうきをくまつくりうてとのくおうれて物云物
してまうり物あるあるに一人の為士ありてひの中に

ありしのやうう今日の物ハ他人へおくうびくくひやてうく
のくくく物くくくく

ありて一宮中をとりこめ人殺害をなす
かたのべらくそやしあのひくくこを見入廉片寺に命
して門外へ出あらとうひ海へそそぎうの高そうび
とうくさかとその涙ちんこ人とともにきし仲けりとそれの
ちとくしくしうひあの色を貪欲ふくして白河三
人をせにそうそれくらの息入廉大臣鴻角大夫等
とりしあり色てかたりていうくとの勅命ねしく
おしべまもふう孫せくまてんうくびまうえと
そうけとひ世後ばくの手一八遠命のあるかくたら
おちん娘八陳王の勅羅又色業ねくあるそうとと
とてこのうりいくせんとし思業しあるうに入廉寺
とけくら東溪直弱しいふものあり大分れ色りうて

法門乃冠蓋をかうむり内外に出入をなすをえ
うらとうをなひうらにうらひうくあつくさせ給
金うしとやせを大臣仕て直弱とうこうひてうく
その貪性とうをうして接よこうをうるを刑
うをうをうりめとうをうをうくをうをうをうの
うりめをうを後弱とうこうを無道に十月廿三日丑刻ふ
をうりめれし弱無と常して内裏よ出入て天皇
の起居をうをうをうをうを安寛乃時をうをうくひをうを
に御の体をうをうをうくをうりを侍女官をみを移
りうをうをうをうを相をうをうをうをうをうをうをうを弱をうをうを
伝をうを無とをうをうを祈をうをうをうをうをうを
天命をうをうをうをうをうを新をうを郡臣をめをうをうをうり

累後天皇位後時田乃久とをの人を
我身本躰釈迦牟尼 慈悲衆生即王位 慈服世間無
常理 終帰霊山寂光土 梵中内外さく化動
る雷のごとくにて金をうけて
行くくにはひみけりせあ世るとれて屋そのことし
の民さうをうをうをうをうをうをうをうをうをうを弱分宮
の都に引て無とをあさてをりをうをうを実宮とをりをうを
る一宮をりをうを云大臣をうをうをうを大臣をうを
一族とを引率していうをき内裏へおしをうを法をを
をうをきて性人をうをうをあうをうをうをうを地の貴をを
移けをうを人みを大臣の志をうをうをうをうをうを
大臣をあをうをれていをうをきをうをうをうをうを

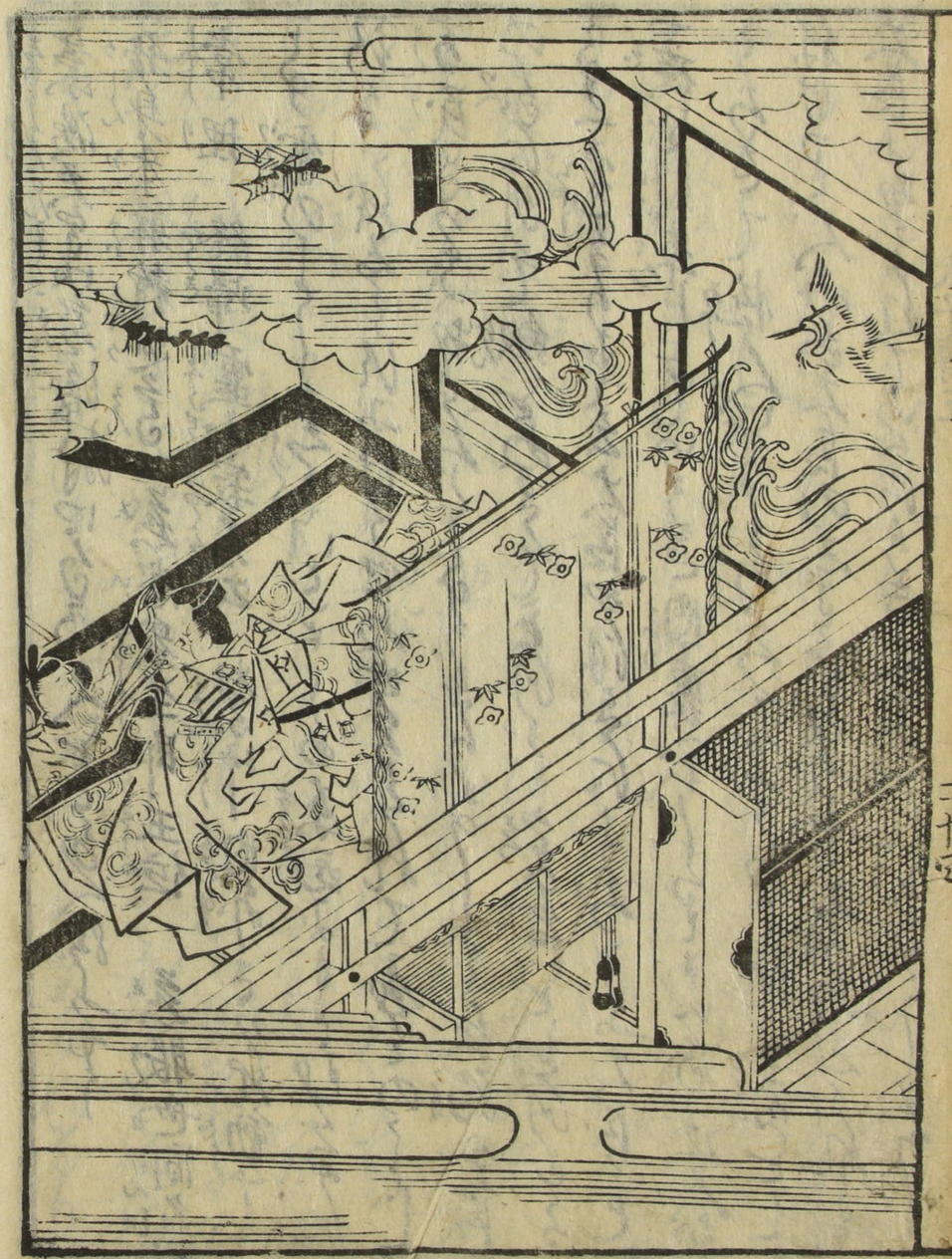

切りきに帝法しまのくの長ゝ陛下勅宣
とりらひ長ゝ長ゝしてはあらせ給ひやと宮ゝ
たまはるうらしてはきゝ長ゝ弱ゝ三ゝとさ
きり大臣の不孝なりはられ弱ゝ人のこゝと
もらひ長ゝとゝもそのむひまにあるゝ人しは大臣は
おふのうゝ長ゝこれ一世のうちにあるゝを見業不感
なりとて妹の長等のお腹にて法華孔雀王
法ゝ天竺のまゝ三人ゝまゝしたせるゝ代ゝぐゝ
せ給ひゝ也ひゝ也ひゝ帝ゝ長ゝ也あゝく用人とそ
の腹大臣ゝとゝ長ゝくに弱ゝ勅美難術をゝゝ
きゝ生まるゝ駒ゝ弱ゝ長中に出ゝゝ也ゝ
ゝゝ界ゝゝ長ゝ人乃耳目とゝゝゝゝ

とうそ郷相のうくはあ
くて月日とあり分とたに
むりそうに大臣のもとめ河上郎をうたるそのさま
うんあるとまのかやいへどもて此ハ物のうとたるや
つかあに大臣をうたはるとてかはるにいり
て弱とうくめうりて髪とを二の梅木みたづりうを
くみびくうとうくく矢とをいてかりたよりり
ていうくあんちつうことだ此からあるやいへともたる
を大臣とあうくをてまつうをうんちうをいの
名羅あうあんちう性癖ゑしてをいくうん
うもとうくひあやをくありうひ此とりて金
とあうくてまつうあられ二の罷をるとやさうんちいや

しきあやをして敵をとうして敵せるうにき
うをあいあんちづいへやこれ二の罷をり一乃罷とをとと
おとをかうち一の矢とをるりうにを弱かりたよりさをび
ていうくあををはうるうくしてをくを大臣のを和て矢
皇おをりたとをりひうくひたとうひあとうあ
皇やをいうもあんを大熱をとひきうくのくを
弱ゆやこのををまくとをるり出れあくうひを食
うを此いうとうを劍をあをぬを弱り股をたり龍をを
弱くを此あを角くをうあやくを道ハ罷をあ
ちりとうをいやりもうあたりやうんをさやを
あうをををひくをりたたにうりてのを
まやくををとあうくををあるをを罷をある

とくとく此へうつり給そのうへむしをめしとおもふ所に御親族
此の世にあるまじきよしあんとのうつりかはるを悲しみとく
かくつそれたとへ給ひ給ふ御心に感して孝
徳天皇の法宮に入鹿むほんのゆへに得子連衆
をころとおもひく入鹿これ一門ことことく絶まうにて自害
して、悪色の魁王とありて黒雲を飛入ありしこの
霧のむらくもやみまことにて精光業の不感まえて一世乃
然宮におくれ給ひしことを諸人とおそれしむことの宿報を
○おもひしかんとそ太子よ家よりおもひぬこの時に
東方よりも一人の僧來て告ていふやうに太子は
中に於て牧方の臥下とめしほろひ給ひけるその中に
四人は法身ちらくおもいしかひ給ふ。○一人ある常に三海五

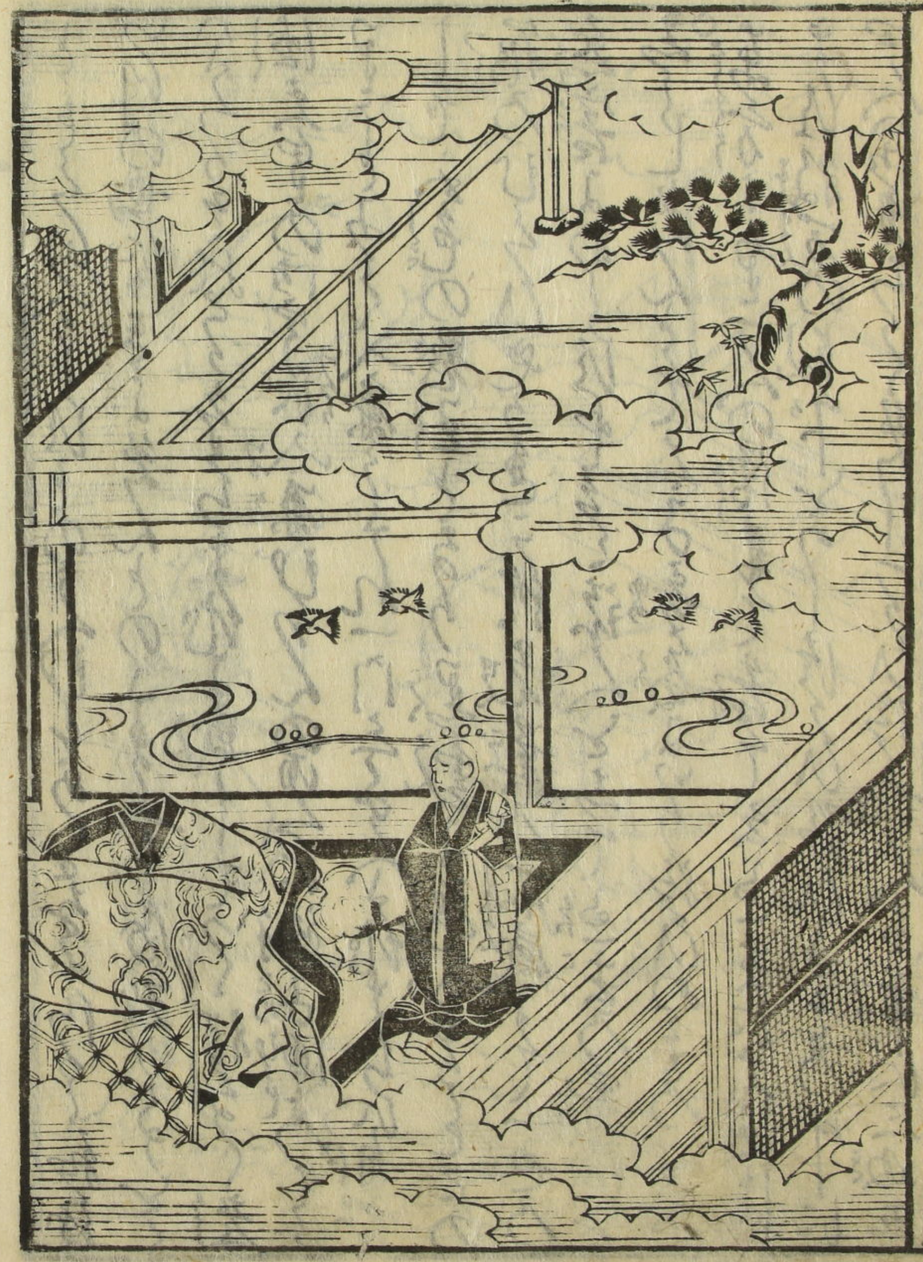

戒十善とをしへて布施をなす。一人、ものなし。
くこの帰十善をたもちて犯こと、なかれ。
とくなり。一人は三悪のうちに、愚迷の書数
よりとりをもちいやうとこのひ一人、ものを一向放逸懈
怠もその時ふ天宮世界乃愚人とは彼ゆゑして三
人の長ト成りて人勅命ありきこの人乃長下等の輩
を愚人の迷昧なるを愚人ゆゑ愚人ゆゑ
くなりひて法門より堕しもひひとくこの人徐
々ゆゑ一人乃三帰十善布施と功徳
ト八十善戒力よりて業報生れ
一人の長ト八三帰十善をたもちて犯ことなかり
を法ゆゑ天宮に生れ

人の之ゆくりとたとりて高新人とをせり
えゆうとこのむゆへに東直弱としのうれをり面五
癒ありし人を高せたる枝のひゆへよると去の宮殿
ばらばらして一国の風潮よりしもれてそうひよ歌
と為てありひそうさ為にうハせうまれゆ えく

太子廿二年
春乃はたをこの法伯母敏達天皇れ后系統乃人皇
推古代推古天皇と称奉り即位あらせ内裏を
大和国十市郡双槻譯田宮として天下を双の宮と
称たりは即位乃時推古天皇と沖元あさ
き沿して面うく腐いさ天子のうくあをゆると
いとと女神みして物を識て一分様乃改正
ぎしうあゆにとをはたるとありて紙者とし
うして一天のまうりこと絶あとくをたるにもうんせた
てまうくん神ぐく音をあ耳目やあるせ法へと物
し結ひをれをたるうくく縛退ようのくいうく陰
ハしうて天皇震上よあみて教変ひまれうりて魂

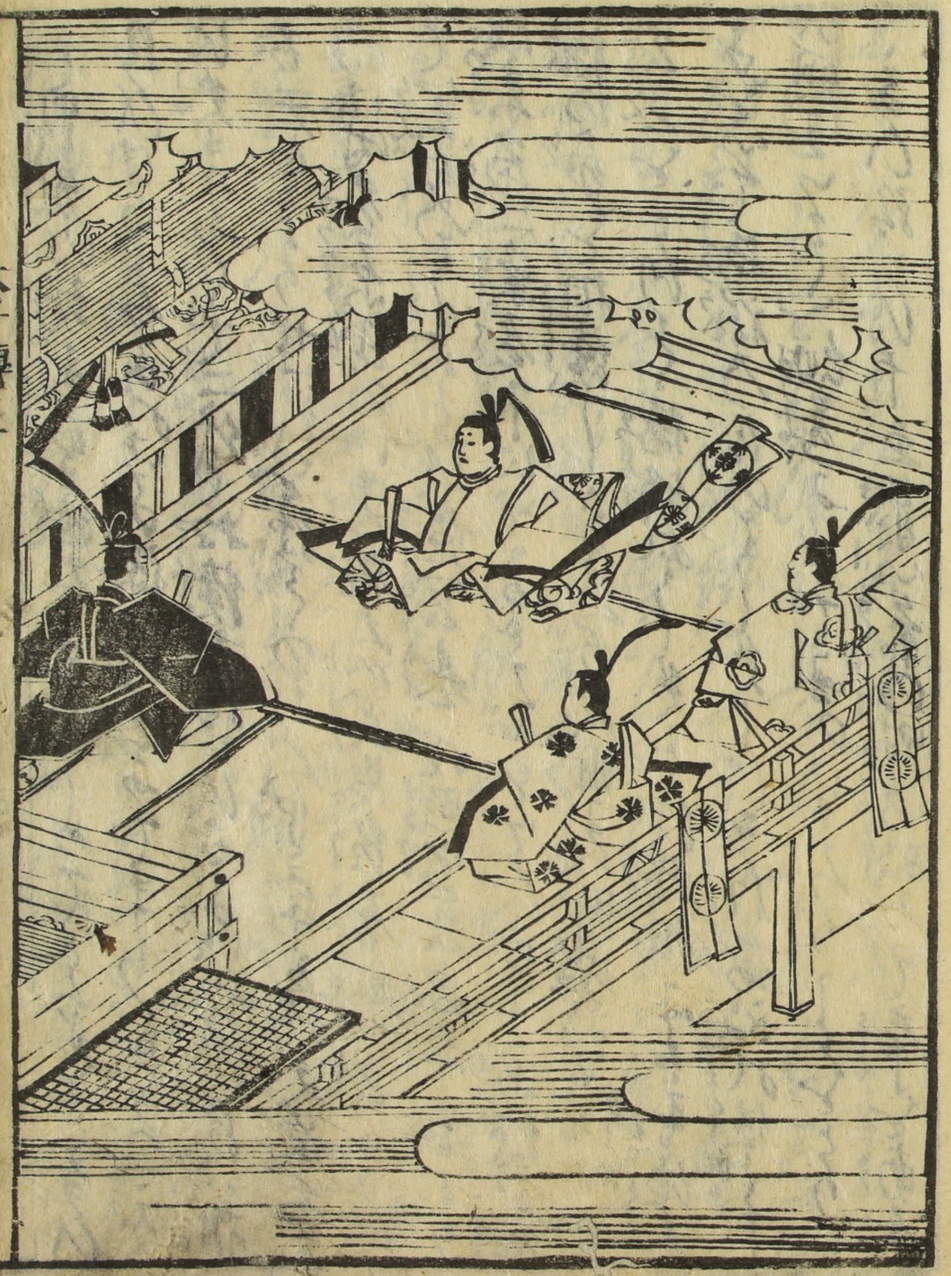

と淨剣さはあそりつ先人まつ法ぢ〻と道場のそうぶ
ゑとんにこれ淨土ゆてこむことを祈もそうぶ切要
万機のまつりごとをりくせだちに居が和ことのあ
らんの日本記出しの和さ八で御家入乃して京都と
さうぐせんがそうあうりやそうて辭退ドさせ給ひを
れて天皇とうさうして勅しての後ろ腰ゝ膳ゝ入乃方と
て天下と平に治ぐゝ辭し給つるのまうしむけたを
ゝとりて耳目とに再三勅ゝ給ひ名ゝしいたるこれば
綸旨みゝるて廿二の名業推古天皇に儲天にうけ
て王法のまつりごとをひきうけ日海外人民と
撫育し給て八三寶のゆ所と無縁
の法ゆゝじめ人皇廿代桓武天皇の時ゝ

を世別の親書聖徳太子はじめてこれを定め
給ひけるとなり此子孫は橘氏にてまうしこれ二度
に失まうしくて二代と知続太給りし太子は入滅の後は推
古天皇より廿一代を経くの内人皇五代文徳天皇
乃は村長原氏の先祖太政大臣良房忠仁公とりん
て実白乃ちうめとし忠仁公基経照宣公忠平為ちう
以来南二条家下にてうるもてをてに家代乃摂
関の家と相続しこれ国成王の時同
公臣とりしく橘諸兄ぐ光とし我朝の重臣太
子とをいて橘氏乃臣のうぐ光とそれ橘諸兄は
八国王にうく幼名みしてこの時まうりとをとり
こをひ給ひし十五年の秋の時橘諸兄して帝を南度

みいてうしてまうり法門の法を南度ってまうり
ことをとりをとりをひまうり橘諸兄とをつを一天の海
をを治をまうせ孔子の教乃ちうせうを墨水天皇と前沙
あうせ給へ太子は即位あり人きに紙を天皇乃后
欽明天皇の女豊御食炊屋姫とをうにはをうて
まうり推古天皇と号をあやと平れ四月法興
寺利柱と立とハ本元興寺なるのうや文武朝日本國ハ
無号乃栗家国の原一みして号をうなる倭国とつ
天皇の十六乃大国又百済中ゆ十年ふみとをうに
ちぐ神仏と日本国ハ新羅神仏と称し一天の帝
をとをうり出ってうをうして給りとをうを先日域栗新
國乃国として王法の政乃をとして世法の学をうし

人民に法を人民とするのごとく教育し給へ
庶民又のごとく男ひとりてまつる所は方よ一方民を示
すなり高野の人眞慶仰法一切衆生利潤の恩報国
家て佛法ひろまることにはなつ恵海あげてうでつべうぞ作げしいよいよをくき
きざしいとうとう
雅古天皇御位十年大唐の恵一の法師南嶺法花寺一の
異僧いまの高麗寺乃学業ある世に櫻那年を長老
よあひ語ひく伝法國へ行ト知ありをろ伝法國
へ行ト知ありをろこれうと久保二年まて六百四十六年
や百濟國ゟ我朝よ来除八日み保二年まて六
百九十六年や。新波の浦寺とし十四寺れ付守

屋の寺あんにかうびくれ遣唐ゟ
わうくみてうう稱て大無畏を立てれ。一方四町法四
園十六町ゟ四方れ門よ四の家と名くまてうと南門
ゟ元眞寺西門ゟ法眞寺北門ゟ法滿寺東門ゟ
能名寺元眞と和紀をゟ
不と能名とゟ四寺ゟれ能名寺ことゟ
れ三月十八日とれ四天王寺を橘津國。雅波浦
遣乃者れとゟと三拾余町高倭東よゟ渡し
建立ゟ作ゟれゟ。
し作ゟ十六寺の法時立和よゟ
建立しゟ人しやいでも
魔濱ゟ人さ不ゟゟと

く家のごとく精舎とそなへ衆のひろれしこと衆のごとく
くたくさんの魚竜波とたてて岸をうち。赤く紅なる
色どりとなりてありまりく仏閣を横破し幢幡
つまりく数をつくしたる塔とうぐらそんぞろ
そのこゝろうれい寺院乃通信等うつくしきを横
破もろもろ伽藍等を修伏さんたのしたまふ。
と奴一時に千もあり時に千もあるをみる
くくふをうつ海との寺鋪とそなへこれや
ふこの乃年三月十八日に今乃道信しるとの下に
色ちをその底深くして青龍はひに居をるがやう
うゆへに七宝をちりく青竜を横ふるとそ七
仏禅法鋪の物やそれはふ乃ちとそれて少事と

[illegible]

聖徳太子傳 巻六

廿三歳

推古天王真隆三寶令造仏寺事

廿四歳

土佐南海青光物之事

廿五歳

中宮寺御建立 并 法華經義疏之事

廿六歳

百濟國阿佐太子来朝之事

廿七歳

納妃の娘を妃とする事

甲午の年の事

推古天皇第二年　太子廿三歳の時　甲寅歳

夏の頃推古天皇乃内裏小殿西の宮に清涼殿あり

光照菩薩経を講ぜ給ふ

光照菩薩経講ぜ給ふ

光照菩薩経講ぜ給ふ

秋の頃方民どいさのありしとか

秋の頃方民どいさのありしとか

秋の頃方民どいさのありしとか

乃至一念敬して一敵浮花の大地乃至に入るこゝに仏
の御力にいたるまでそれ乃ち百万億善薩摩訶
とゝ乃至一ぎのおりひとゝの一ぎりの大聖と衆
生とともに合掌して礼りのかんをぬ
ゆひてこゝに高仲あるべしてのゝゝ滅合後南
閻浮花の間に花開き花尼吾男子吾女人等仲の
昊力とともにて来来よ堂塔と建立べしその勇地と
去めた故に高広のひろと一閻浮花の大地乃至に
ゝぎりしるかりと去る花をとゝあるべし来来せれ来るべし
数かしてあるべに堂塔とゝんつとゝもろ時地と壇
とゝ法華ゝゝゝとあきん時は光明は行をれ口ゝとゝ入
胸のあひぎにとぎゝりくそのゝ合後乃ち花角ゝゝ入

ゝとゝとゝのして浄土に往生ゝゝとゝんと流転ゝ
それ多生膜劫ゝとゝもぎゝ花生ゝ多仲法ゝあゝ
ゝゝとゝのぎゝゝゝとゝとゝ仏法源者乃世に
ひゝれ法ゝゝ中義のおりひゝそに国ゝ生ゝ和ゝゝん
と建立せゝゝ多ゝしまたに去るべし。がゝんとゝ三宗ハ
の仏和精舎ゝこれ百善ゝ多ゝ乃法
ゝ仏薩とゝるぎゝくゝゝれとゝゝゝ乃法仏の浄新聖王
乃乃場ゝゝ又金剛浄新ゝ新ゝ聖王
にゝゝひゝ善花と花瀑ゝ法仲ゝこのゝ
とゝとゝゝひゝ一切去ゝゝゝゝれ結源合力のゝにゝゝ
ゝゝ乃ゝとゝゝゝゝゝゝ法宗通場ゝゝゝゝ
とゝ乃ゝゝゝゝゝゝ

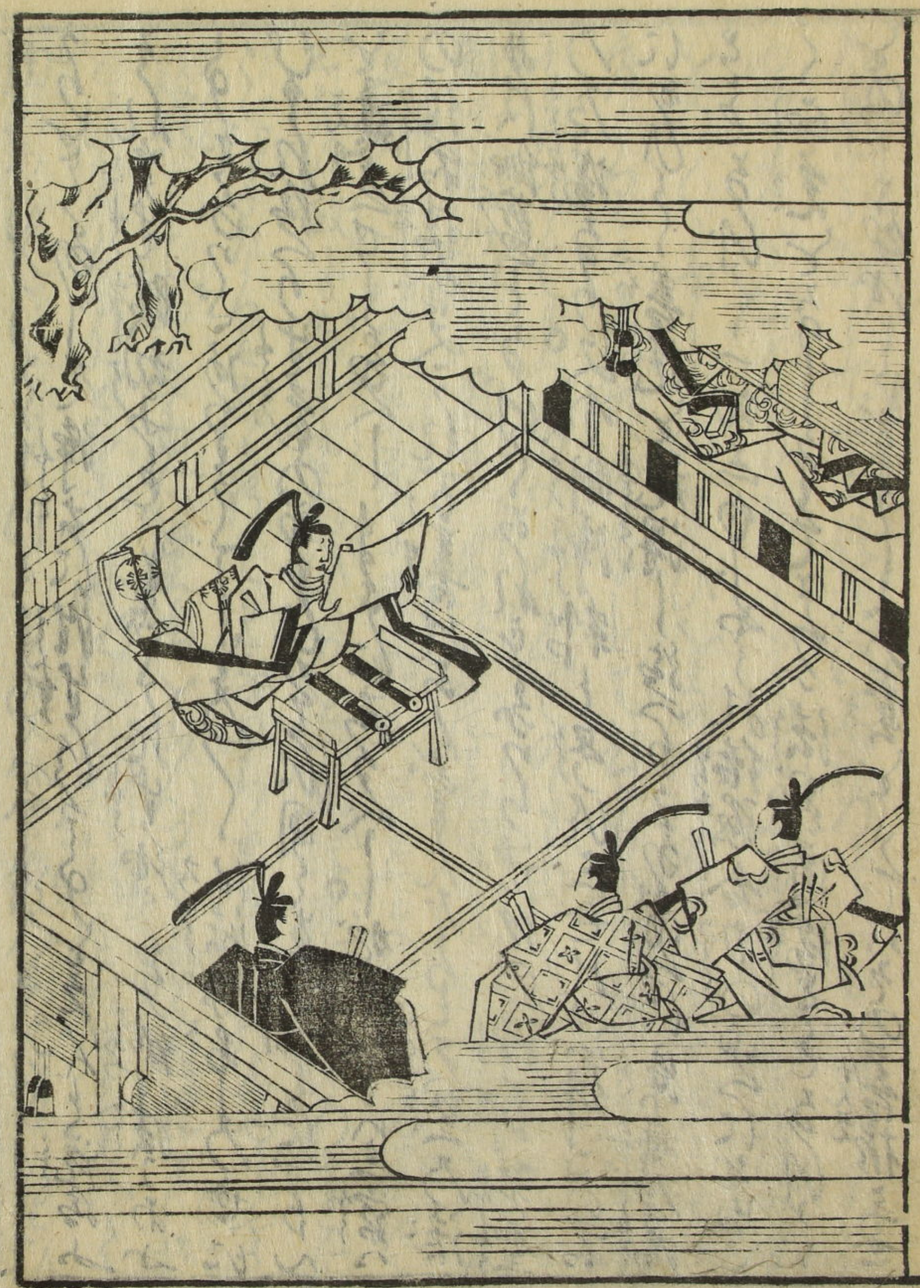

十方の法界とくやくしゝうんとのさ
ゝへうもとゝとつてそなまりく高うしやにひちちを
もつて人七の方初の中元乃白羅とりりとはひとりがん
ふまのうでく敬礼をるやとゞくはこの三乃七の功徳と法
乃さまへうもとこれ海さしくく如師釋迦牟尼仏金言也
あるとをろひ孝に法しゝ孝とありめて塔こゝ立
孝をれはそひ小兒のそりゝあれをばばこのいんろんを
つと出るれど法花経の中に聚沙為佛塔皆已成仏乃也や、
流弦へりつふいろんや戒窟と法ふはくして堂塔と
造立し供養をるとや出るれどもを敬ろ天竺がうんの
そし先人を須達長者一百金銭をとらんとをせ祇園を
精舎をれをり○震旦忠孝漢の明帝仏師を遣し

始ひらけ白馬寺は仏陀の舎利を納めたる漢土の仏法最初四天王寺
のみ也日本国にあらはれ仏法の力とをもしてあまねくあまた
雲塔を建立し三宝をあがめ給へと太子福んぜらるべ
しくめ給ひ給へ郷相雲寺等とのべ六十六ケ国
より下向して国府とたびたび大伽藍をとんつかまつり給ふと
うるおひ法華よりくを一ケ所法隆寺を造立
作り給へ賊あらんハ一人ゝ殺しこ仏閣を建立
をこなひ給へ今ハ紀州の名所のそこ
所々に大小の雲塔仏閣法園を完満してそなへ
とたびたび建立し作りぬ年ゝ仏舎を寺とあり
くられ給ひ給ふ大度あらひハ仏舎と称又

いん形ばかりとなるべく次ふそのほかの寄編ようつてそ
く年群形鶴村冨小河名ふ住居しまつりし
なり住宮ようと揚ゝ天へそもく乃形軟ようと屋已
へ田中にしてゞめて付ゝ乃ゝ
那ゝ系内して初更ゝ
のあひざゝ墨なり霊田そ
といふ名なる那名ゝ
住宅乃人の名乃ととれ
とさゝとしふつくそのあ
村とはとりの時ゝ
に潤住丸とゝして
ありそれなを

ふかくにすゝもうくにたるひのあまりに官人乃
ものうきをうとりてみぐうち地とそこうりうが
めやしく宣れぬるあり冷水清くやしてたる
出くれなたるこれかとうて法口とそこぐあまうひて
清国あり郷桐等にはぎくくうくさうくこのわと
くくうあくにられしそぐ地神のあること後乃あれ
仰法乃郷よ流布して法又牛角也設乃をみぎ
うぐる世ふ地神感験とあるうり牛也世をれた
法ぶれ后下とのく伝法してこの小とのくを世とたる
はたなりの時ハうるうぐ乃後とうひ法へう屏風の清水
いうしいまにたとえぐうるぐ居とそ郷とうはてあるも
ふ云そめ宝に牧堅とうて仏人あり菓子とはくを法つう

きとをうしなはをそれうるそのうちたゞ松堅れたる松
ばかりと浮感ずしくしてはなんぞ雖ごとあるやもと疑ひう
法華をうけありて出家せしめ法名を法華しあづまの
ふるの郡せんあり弟子みな郡司よりあげて家をの貴
也これを聞きて仏法を法のあるしるべたるとをふ
歌しるべとしてまうゆへなりノ

○推古天皇三年乙卯春三月廿六日四歳
春の頃法華の前海より光物あり音ハ雷電のごとくに
して海上の地より雲風をまひ
うひあるひ物日光
ひあるひ法師の動れ
れとあるひ光物ハ
法人をうとして
やうやうにハ弟子の物をうりとして
そこの者をたにみちくて
やうやうと作りまして法師の人
りてまつ所の関白聖徳
れ物あれあづさ八人まうりたる法感あり

て雲家郷相とあひりしかの内裏にまらうあまうひ
この霊木れいりくを推古天皇に奏し給ふ
やうハ仏法流布国うちと一の霊木とそてきうの赤梅檀
とあづをたうの南天竺の南海北岸にあるの霊木也
仮木れあり又ハさうあるの海辺にあり
鹽石牧百丈かやうそびへて
天竺よりひくくもきけ光て
この赤梅檀乃花とて下るとあづを寅とバ新吉と
うりくうに入あうへしこ洗れ
うちの清者やうあり
国よりの霊木百里の流と
百日中国に仏法を興隆して仏菩薩乃

形像と造たてまつりて梵天帝釈四
大天王ハ四天寺地神乃至八大竜王ハ
仏法とうんじゃうとうとうとうとうとう
十万里の海よりくるとはいへども
くるまえうらんとそれて仏菩薩の像と造り
給へりしかるに天王寺ハ
物利天安居九十日刻赤梅檀而換尊容今
減度二千年堂紫麻黄金礼西天と医衡書しと
うし八宮廣二年三月廿八日仁康上人河内国
所海部郡ひらの郷文ようもの地名有医衡その時ふ
弥陀如来ならびに聖徳の廟よりかの師形像をみとりて

世尊木七文
忉利天ニ上ル

あがりけるにあの谷と云河係流へ通その度に
行り弟ら感じ奉りて所々にて国衙にて
給ふ事ありて沼生き弟子
或紀云阿毎弟子
ひとりとなりそなたにそくらへ伝ふ法を授ざし
給ふ給もられもとらびといつるりと白を稚加世米
生年廿七歳の時米は毋摩郡史人のとん沙門せ
ひとりて物部氏に与と一夏九十日乃ひとり流法し
給ふ慶訶摩耶紀られ也その時人らに佛ゆり
まらひ給ふ給ふ下れ京生稚加世米と玉墓しまて
まらる中ふと優填王ふとん大王ふとん
ゆり給ふ赤梅檀とゆりく伝のたまらとたまり

あらうしおしまてまらるその時異前羯摩天とて
まらの帝釈乃ふ下巧面はれ白をさまあらと天ふ
まらるふ優填大王のふ給所しまふあわれ化
現しまてんのうらやまふ仏とはまり前り
あれと此米成通中八年ふ年ふ
とまて西番の代よりて天梵士婆羅門と
いふ人は優填王れはくふ給ふ仏像とひまてま
つりまふ沙門震旦よりあとひれける白ふ法師伝とあひ
ままてまりふ給ふ仏法師とあひ給ひて前りく此
んなんとへて亀茲国やふ国よへめその西乃王白純
まは所とまくめ仏像とあうあ給てまふ天竺白純
王の妹女米ふまて聡明春懐ふまり前ふ婆羅門

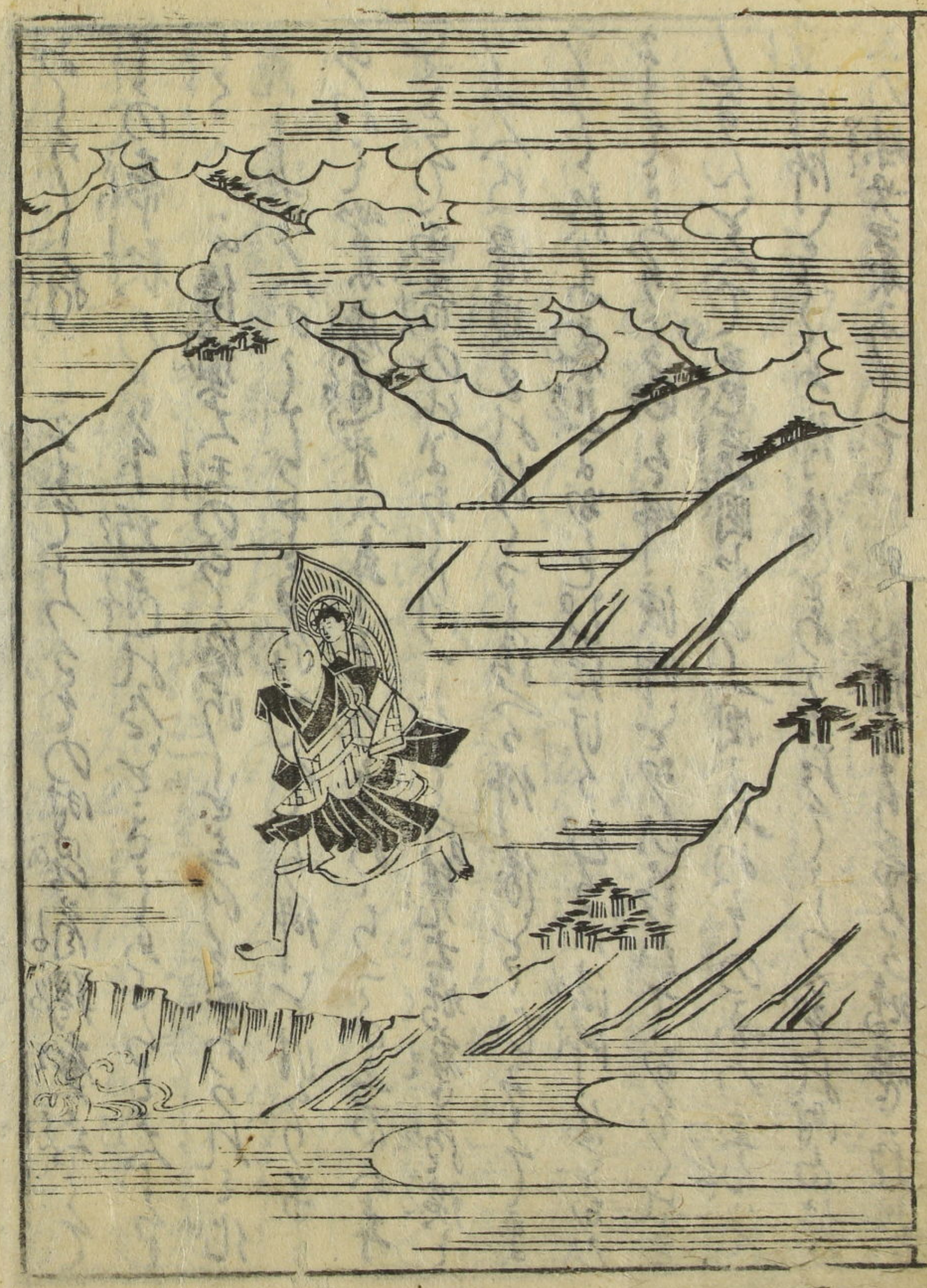

法師と申すあるうんかを習ひ給ふ事ありまさうとて
てう給ふとしあるかしてあるとを給ふとげうふ一枝よすの
ひとりとりいかんせんとそのとき高麗人
さあに懐姙のちかそ乃母れ智恵さとくしてたうう
まちりさそのとき給什三歳にまりて什公未生れあ
ひしに父給麻呂陳ハう常にけるとその母未家しく
知案と給ふるとのちふ天皇にいたりて三果と給ふ什
公しまられて七歳にして毎日一ふれ偈頌と誦しなげき
うと九果にして罰寶國にまり十二歳にして亀
滋國ふうとそのとき秦王符堅といふ大將軍呂光
とあはせて十万騎とをもて亀茲國と打ち
ぐへ什公の仏像をとる亀茲国にまりまた

六十余年西京に流布せり其後
長安姚興のもとにまいりたりし
さるれば此僧は四部の
と称しいと什公長安に来りし年七十六第六の
仏像紀元前
として。齊越法師の入唐の時
はりをあらうそれ像と
たそこまつる心まの法流の
くもし仏の在世舎衛国ふもとあり一人の男子
ありかぶせいのもとにて
つと父母歓喜して自宅
屋にせいたんしてのちそれ父母命をとりあそのこと

の残骨をとりもとりて七塔
をたてまつるの時婆羅門
もしは父の在世にあひ
方をとりて治ひられし
治方にあり治つぐ
中。半歌梅檀一面八黄金一万
乃ちもふそ治ひに
治下奏して
鄭長公宿
て大王御
て人
大王と

の門の内ふ入ると

又その女人おり瑞正宮桐ありしてそこらひあり白象乃床
に座してひとりの侍女十人左右にたちさぶらひ時に
太子そのそばちかくあゆみよりて帰りたまふ時に入て
とくるつ婢妾すむ事をいふ時に中門に入給へしと同
ちし緋瑠璃なるもまた瑞厳なる女人瑠璃の座に座し
侍女六人前をめぐり給ふ内の門に入給ひたまへる黄金
とりてまた門の内にすむところの女人にかたらひまして
その上ひまもし黄金の床に座し黄金の纓と綿侍女の
手をとりて太子をたまはるに瑞月の婦人あまたあひて
いふと寺門の婢妾たるものいはし太子長老の居に交
答とるを見給ふに東西南北の垣かたはらに立ちならぶ賤
のかずらと縫物のまつはる吹しうごくかをりと観し地の

うへとたまはりたまひしかハ妃ハ
くのかりをもたまたに奏をそ
地をすくるあるはしてかくのものうへの七寶は瓔珞と既
瓔珞の地とに鄰ぬりをれハうるはしくやうて角りは地上
ふとしるめぐりをれて別たる地をりやまろめて
七寶の屋よのかりそもりその時にもちゐる婦瓔珞の
家をは先せり七寶の屋をたをと清じたてまつり檀林
歌をは続てつくり柳たをは何のゆへぞ玉柳と名を勅し
て御ぬけしたるやと云時ふみどはかさに牛頭梅檀
はかりをもてうへ給へとも勅定と申てをそれ
の後くの寶殿と記しまをたをふんせてをんの七寶
みらをそのはに牛頭梅檀とかんをはしてはをと

屋をはたをとをかふ二妃とをとりて時瓔珞をは
惜とをそれををてをそれ後の時ふたをもちゐふ
はをそれををををんをんをふ
四をれ後佐大臣世をるかせしをや三男徒
出世ハ優曇花をるとをたをはをををを

もちゐたまひしつるを長谷寺の
大檀越とうけたまはるゆゑなりとぞ
乃ちをはりぬ。佛阿那含はもとは
の古に佛乃滅せあり異域戸佛と号して入涅槃のうち
像法の中にあり人の法位ありとのべ聚とひとしく山中
よりてはしりて法乃ちと去るもしあり人ことに長合れ二
ふにつれん佛通ちもざやうれ大般涅槃のうち
とにその時ふもとうとの法紅蓮とぞけて乞食して
四人乃同明をあられ尺けりとうれふうで四人乃世に
くして一切ふ勤行して荒漠墨とはらと乞食の沙つ
八ちうくうくん天乃牧歩行のそみし敬に異域戸佛乃
流後ちと九十一劫のうち最貴自在ひまれ最後

ふ檀弥羅長ちとつうれ今佛乃世にあひて出家
道をうと流行つ。後須菩提長者称るれ大拘那や
して罪平里ふ黄金を敷て祇園精舎一百余所と建
立しぬ業と清じそてうつる善男女孫敬善孫敬
等乃大菩薩八百僧尼舎利弗目蓮等の大聲聞
一万二千の余人その中国王大臣ひとくれ人天大會れ女
年のうち百味乃飯とうつてうつ長しそてうつ人
檀ふの栴檀とは梅檀の神乃国編うりまうれ。
国ふうとに新言うえんの国してはうりうりてうやや
うに根本ととうて。百海国の鞍編るしいふ佛陀に
多乃セそふ新言れ像とはうてうつ大和
西方明郎法名寺れ聚うつ長谷寺は奥像は

ふしうとくとうのしおひろれて。
ありあのちれ供養の時に。
像寺。思て法る名寺この三ケ寺
とくろうれ。ありに大ろ八三ケ寺
法命ふもは生ありをう也ようとに生
ろの化来ふ分ってしくしろ百ろ
子ん屋ん。自生の沛分ろすり。
俗と遊ちしい法ろ東慶西慶徳慶安右慶南宮
ゆを温室慶長己ゆ代ゆ女ゆ慶成実ゆて百滝慶西
刀ゆ代。ろのあ塔あり一基は推古天皇敏達天皇
ろ法ろあに色と立法ろ一基は大ろれ文関明天皇の
沛ろとあに色と立法ろ沛ろかくのしく縁ゆれ妙長と

中門あ塔滝堂食堂七ケ慶法隆寺ろ
みの恵慶零慶して山法の僧ろ大ける服
堂ゆを廊とし。すくろ。ろてなるも相撲ろ也。
ろろ。に。つり法行の。ひろれ法ろ寺のしあく家
つろて。禽獣ろ。ろに。ろてあ。ゆろ。ゆ。縄床僧法
春月。羅洞。慶納。玄宮。懸秋。風。葛。冨。法ろ。
ろろるや。久。陵法行の。柳ろ。ろ。ろ。法よあれ。虎信。野
子ろ。林と。ゆ。法ろと。ろ。ろ。ろ。法るやしげ。ふ二階。食堂
のしゆ。ゆ。ゆ。

うしてそこに○癈元願創して二百家藏とく行ひ
ぬ去弘安二年乃ち○今是也とうと一人の聖人ありて
しへの時代のみくらの寺ふ修し十方とうん
ぶんして四部と流布しまうびはら法華修し
て西大寺に興正菩薩ありて結界しく律儀や
うをれ西をしりしのこしく通信とはかてはま
よりうと皆り安居光とくいうをかなるに光明寺の浄
附之月そう藻乃僧惠意法師一面海の僧惠聡等二人
の聖人来朝して四月十四日にうと
つく結夏安居の御ものと勅願をこれ○亦朝乃安居
のしめたりとこれ寺の部と面本天八一と書れけり
ちんれよ付て面本しいつをそ天うとうとくとひ巻り

一梅檀の木にて天竺梵天帝釋ふの天部
日本に佛法流布をもうしてびんとの海
にうづてをうらを拾ひしを彫刻
の八人の天人ぐりてをの像を礼敬をうゆへよ八
とゝ云みを拾ふ八尺をうりを云如毎年二月
十四日この寺ふ法会あり拾ふ人
ふ一とゝをうをうみをたき一園しつふ
○八尺ふ高麗国の惠慈法師百濟国の惠聰法師ふ
来朝をうとは聖徳門典ふ渉て博学をうり外をる
佛乃法をしを拾ふ一と学てすとをうとすと宮て百
とをうをとをしをうを惠慈惠聰をうふ拾て日本をる
八元真人をうとし或を深義を渉拾ふ学ふ

ふ知をうふ学をうと所法ふをを安せをう者八人
同時ふ於メとをして来とうをうをふ者ふ一ゝ学をて
答ゝをををふ拾ふ学ふ
をうをうを高麗ふと称して渉ふ拾ふ廐戸豊
聰八耳の皇子ふ法王ふ拾ふ学ふをうの
をうを

推古天皇四年[illegible]歳大子廿五歳を十月乃法大和
國中宮寺[illegible]造[illegible]りし彼寺は大子法母后[illegible]
の法[illegible]して十ケ年[illegible]
[illegible]
引土壇[illegible]
被り[illegible]
[illegible]
[illegible]

とおもひ　光ひやうしに出来の切ことげ給ふ
ありたるの
はたの業のほとゝぎすも云遠乃大倉の仮式めでたうり
者ものとその時一さいの貴人ごりとわの光て非人施行
らんとこゝろひ給ひ　知たちとあるのゝ法性寺
の時知よりうりて一村の芝雲あり草蓋のごとくあり
そこらと宣旨の〳〵へよりあひ変して五色乃気とか
つし知てあるひい竜神のゝこちやとあるひゝ
風風乃祈とおもうれ移ゝよ人畜れうちとぎんし
あるゝ　しゝくさゝくさゝよりあるひ法〳〵るりゝくのちゝ
みかあにしもひ澤さらと佐り者と陳國他國乃者
澤よりとあゝ耳鼠とあどろうゝ　ゝのごのありひと
あ〳〵ひらひとゝよみびゝ色ゝに立おゝ〳〵て

天竺にかくしうらく比肩雲高等に詣てのくに廣く
ちの○めぐめ乃陽雲云々これ仏圖造立のてとくうよこと
けて日おもむきうらに世紀うこと一切乃畜類苦澤解
脫のつくれと志めしたるものゆえこの業合くと
貴風とその分よりあるに羅漢滅してへん畜とえん
らうしみかこしぐらこと極楽よ付せとべきその陽わと
志めしてのちり同者天の畜類くこと仏法滅ホれ國
よしまうれらこの富苦解脫のそ乃報
と行うりのもやきめ行ひ貴孫ちれ法人堂
と合法義の異とをり堂塔のうとくれ深きたち
うりとおもしくりひ法りたる殺二壁のめと
陽親者の法乃中に同人宮后の法贄とうるとて

きうりあ行ひて無母のたうとんやあり
免され苦うたうたるこの法乳母ちの中に宮に
位相ちり光ひひるとうたるこりて宮殿
寺ホそきうひ行り彼中に寺れ本報間人宮后へ
母さうく極楽世界乃阿弥陀如来の化身なりかて
苦りくと六千万億那由他恒河沙の大身とはぐめく
ふ陽ふ法の女人乃祈とあくうれ日本に化来して我
那の人宮世二代の帝用明天皇れ后とうり○大和国
中に寺のお報としてみ人うく建立ホ寺地
あととりく○たるる海式よる云史中宮寺やい間人椒
房阿弥陀の連宮や俊能い阿弥陀の
中れ浄土いうくきたり所変地変橋変ホ変波れ

万の極楽とこそうべしくのごとく法隆の一佛者
法師無同の利益とぞうたまふのあらびに親鸞
聖人ともに化来しし給つるとなりて二十四万の
我分救世観音宮寺惠聖等如大勢至菩薩我分大悲毋
為方丈菩薩孫法皇也書わらうて給へり法中ゆる
とたまふ　おのくの廣八間の石年とうそて
おとくくを破壊して新造よ変とうたりて伽藍
の福居ともあらうべしや　勅しなひ変ものとも
御相のくくの百果のうち法中寺破壊して四
方の回廊をとれうせ柴冊とまでへし二階乃楼門摩
居とちりぢりしもたくうとびふい海　二階の金堂一宇
法隆一基ばかりとぞ法堂の覆とあるべ

て物の夢乃ごとく煙と立のぼり廃おちてと
知月常住の灯とかくくとぞいりへし常住乃おちる
とあるごとくそさつれて雪かるの如ふ鳥瑟の前ふ
三月乃雪ふるごとくもの風西土ひ花雪ふるごとく蓮華ま
ふまどりとあるごとく法ふうとうさぐ所乃ふ松かひ煙り
者ひて庭ハ山野とやあれそて人法そして方ふ海
くくまりふふ法ある物とてハ二字の四横乃橋閣くくり也
ちてに二人の法五厳色の変ちおとうとひり天ふ四乃曼陀
羅と感得し天聴ふ恵しー夜法寺と再興ちやと云
法法花弥陀字彫句事
太子廿四の時感ハ月法花弥と彫くく戎恵法師ゆ
せりてのくくりくは弥一切乃間に彫字彫句あり時

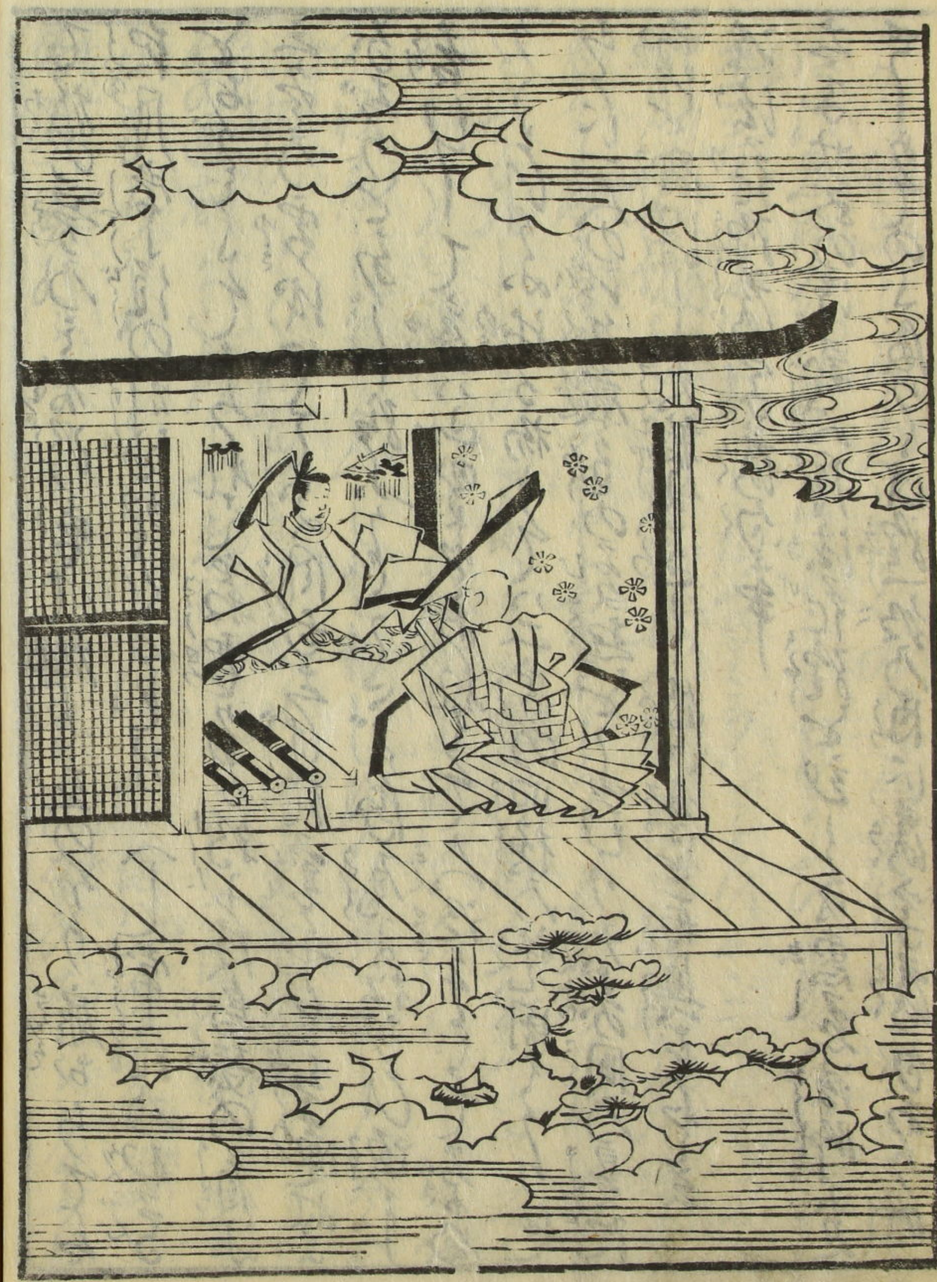

八十ばかりなるやうなる。惠慈法師とて。たゞ一人ありけり。
ものゝけふかきなのみまもりくらしてれば。世流布れば法花
經ばかりをこたりなくこの宮なりけり。
一夜は法師のこゝろに宮なりけりとの。八幡の
中にまうでゝ。夜ごとに惠慈法師
とりこもりたまへば。夜下は。
さまざまに。
さまざまに。
惠慈の云ふことに。愚僧今世にありがたくこゝろに夜下は。
ひ祈りくまうでゝ。
ふまうでゝ。
惠若天山の聽に。

[illegible]

[illegible]

[illegible]

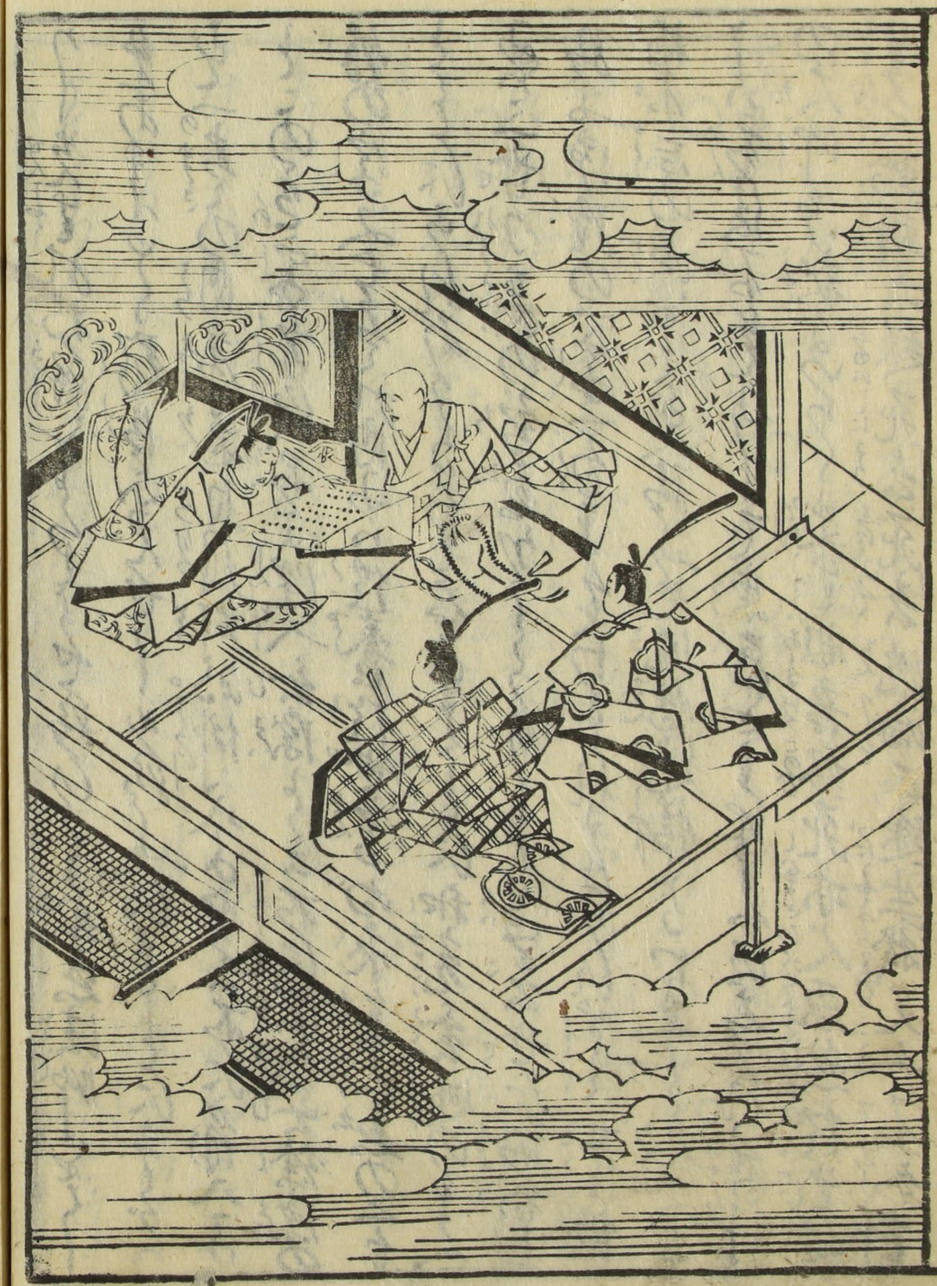

之由来受生我身亦不惜死之而去顧過去冥々不見其首一除未来漠々不尋其尾三辰載頂晴同一狗眼五岳載足味似羊目營々日夕繫衣食之獄徐々遠近陸名利之坑矣々毎々あくあくあくあ

○右之廿六条清涼殿に於て天皇丁巳年夏の法百座
國乃大王此依天阿佐古之日本國之中乃此釈尊人神
と敬い仰せ給ひ所つかせ給ふ結願やうとして日本
の国うて大王と申ごとくして國ゐんとして城國
泉川ゆと京城ようと城にいりたりその河の城
八大和の橋寺とれなりふ鏡
田宮の中南文とて里内裏とと作り候大内の
子激入の河内の国郡の聖徳太子の禁
くれ物ひく出ん給ましくきの佐太子興ふ
差ごとくあけて風よ立ごくし佐太の宮八荘馬
れ之後左大ふ給ましく二百余人京入し殿
ごとくの佐太子の法会人須知殿ーー弟ちく

うて上家等にややしもあ
の深山乃麓ふ芝ちとくくしひくらと城とでに行
ちりれみりてはくへけ佐野庭太子ゆ積ふ出び
清物やしまひくしやれるりやれ阿佐
ゆは給んしてむの清興とうを
くれ八二百余人佐太のしたくもみおくくそ礼
し作り出ると太子のくさ殿ふ殿ふく
新ち恵の事ふくく作り出ると思ひ
五百海四乃王文八荘厳
ざ屋ふ黄金の柱として金の
居とちくあり風朝ふ
和くく朱丹とまじく竜機風朝乃文の内渤海の家乃た

鄉乃薗と安陳の蓋とうるまと梅檀沉水の妙香を
用ゆ蓋して激妙乃ものとうるに因て海神
の宮大國乃帝國百ものに引きて一ふりをよりひ
粧飾乃法未とりして拔未ー玉尾とりつく竟
とまりし内かの莊嚴のものとうるまりしし小國
所去りしうるれとも異ぜ拔譯國之子ち
月半にあるてありぐ紀貫とおもれど彼譯田宮へ入
ケそそうり法ケ方ケ法ケ光彩三人あるぐ之の蓋表
来ありて同ー法系より付ものひ所ひて法射もありを
世代阿佐方ケ法ケ方ケ方ケ風方ケ方ケ方ケ方ケ方ケ
ヨと法ケ法ケその時方ケ方ケ方ケ方ケ方ケ方ケ方ケ
のうらに宮乃の秘文とあり法ケ方ケ方ケ方ケ方ケ方ケ方ケ

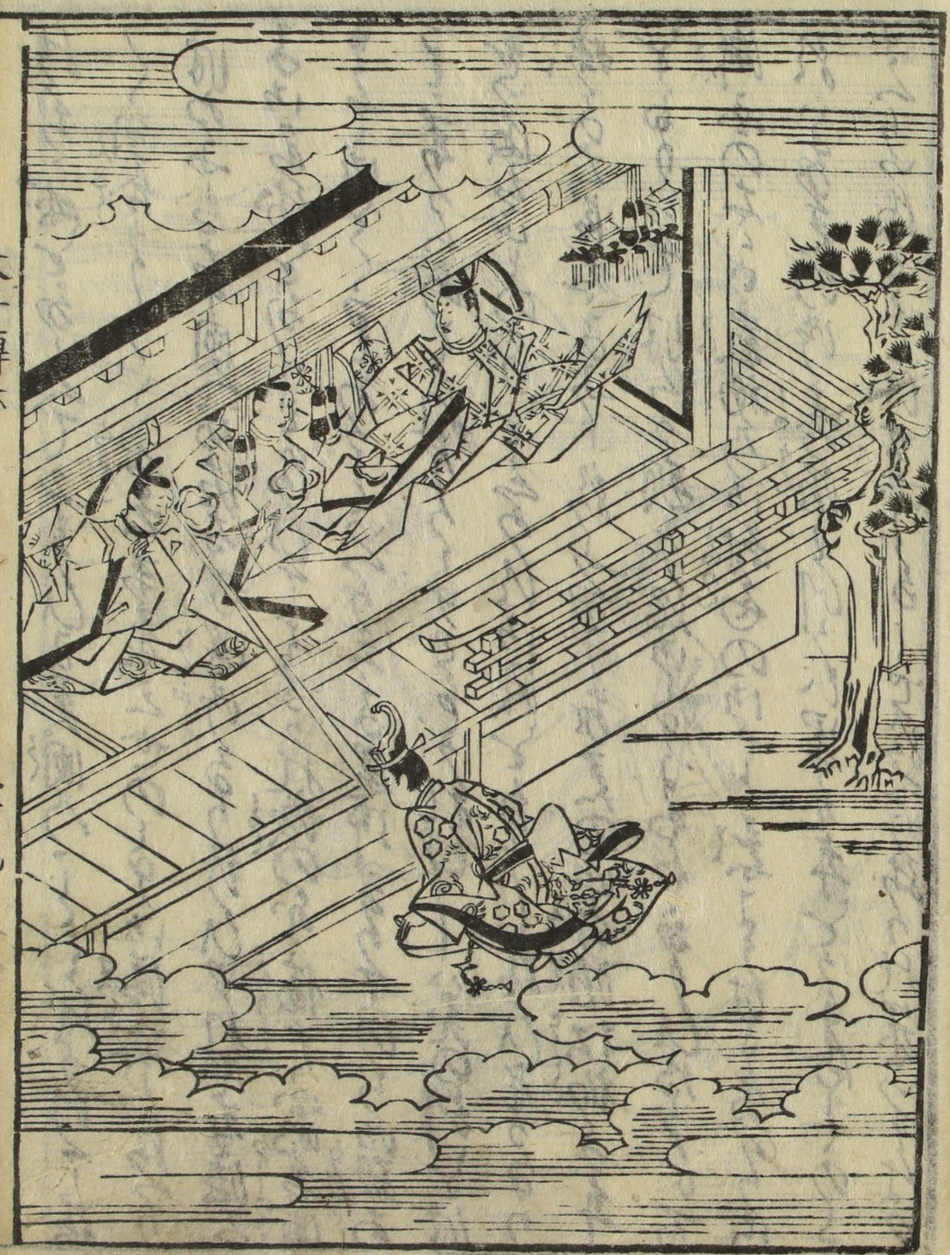

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]ひ給ふ事ありけり世の中を別てまつりたまへ
[illegible]て親はり給ふ定離のうるはしきことはりに世の
源[illegible]よりたまへるとなりやはされども世
必滅会者定離なるこの世の[illegible]
[illegible]のまり[illegible]れは別[illegible]
[illegible]なる不滅の仏なりやいつくとも[illegible]
[illegible]ひめれ[illegible]世百年にうまれ[illegible]
[illegible]れ[illegible]一切[illegible]仏[illegible]
その利益[illegible]
塵劫[illegible]
再[illegible]
の利益[illegible]

八滅と[illegible]
[illegible]
[illegible]

太子女七歳推古天皇十六戊子年春三月腊の大姫を
て腊の姫と称して太子侍従と為てのゝ海と
く恒常に渤海の女子の体を相もてしたまふ
実に腊の姫もとめ給ふ
天皇大きに歓喜給ひ腊姫を納て太子の妃とし
中大兄と号ひ孫長男女孺百官以上小物城浦人
多くの宝物を賜ふ秋万葉此板とそ
あり

或説に腊の妃と腊村のいやしき者の女
伝聞もつくしてあり
鏡皇女これ推古天皇第一女なり
腊の女同穴の妃なり

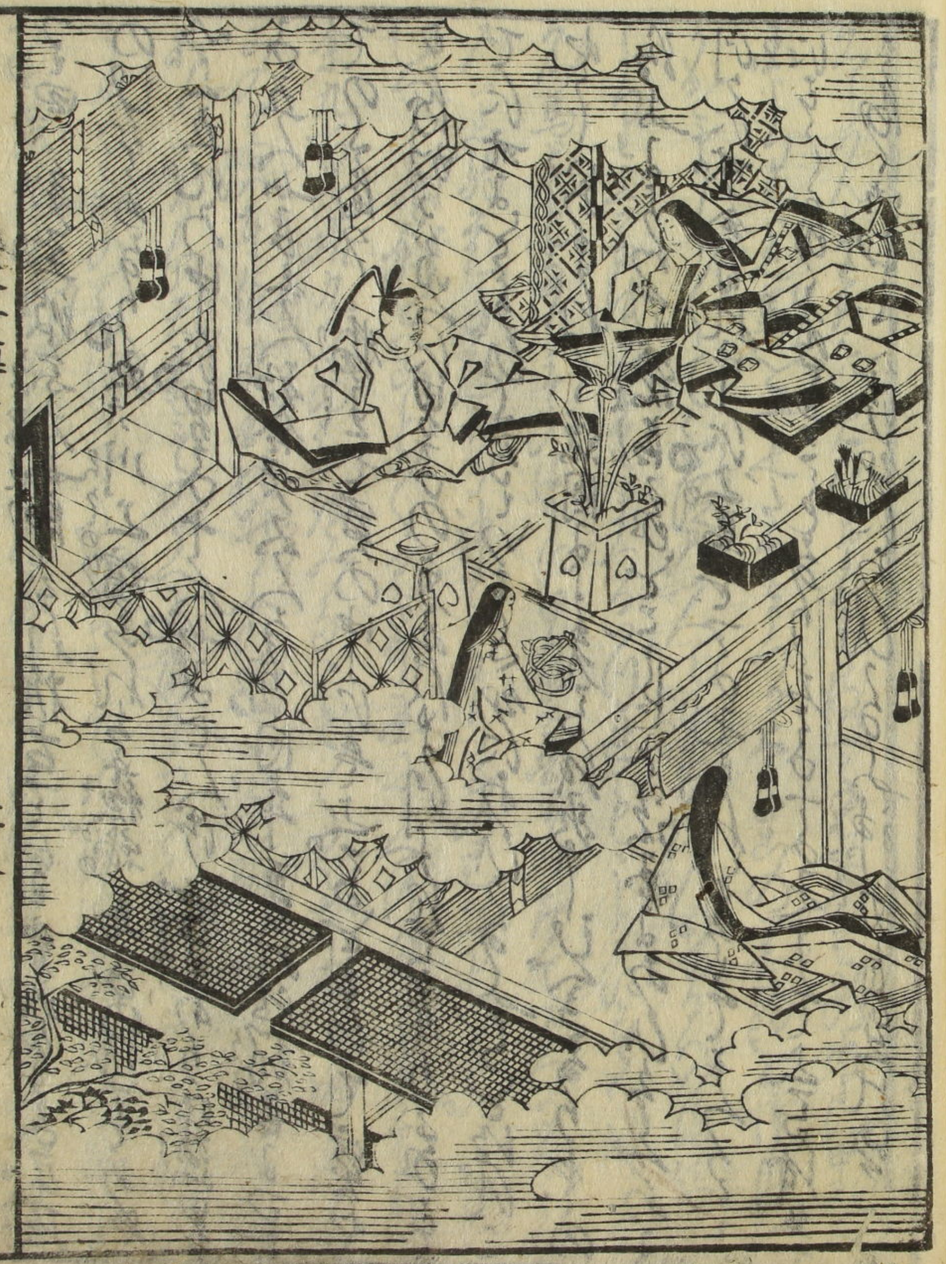

○四に多至波宗大女郎これ姙古て宮に分入宮に尾張
のひとめより○五に川ゑ嬪あれを藤我馬のひとめ也
○六に五妃乃中に男子十人○七に海中に男子十人
○八に五人女子三人紀合女子人より同年夏ハ法部長つを
てのゝ国つく備王七宮の中にそよりて宮たて
王にかかるかに男子の分ハ人ハ国なりあとて
でに成よとゝびゝるといもぐ分にあひるのゝるとゝ
やしくあまねく法国よりも成弱しもべきなりやゝの
法ようそ法国ゑとこしと法宮よあひるべゝて
ひに成金日九中に○馬と一ゑ也あれとゝてゝつゝ
にゝゝゝ

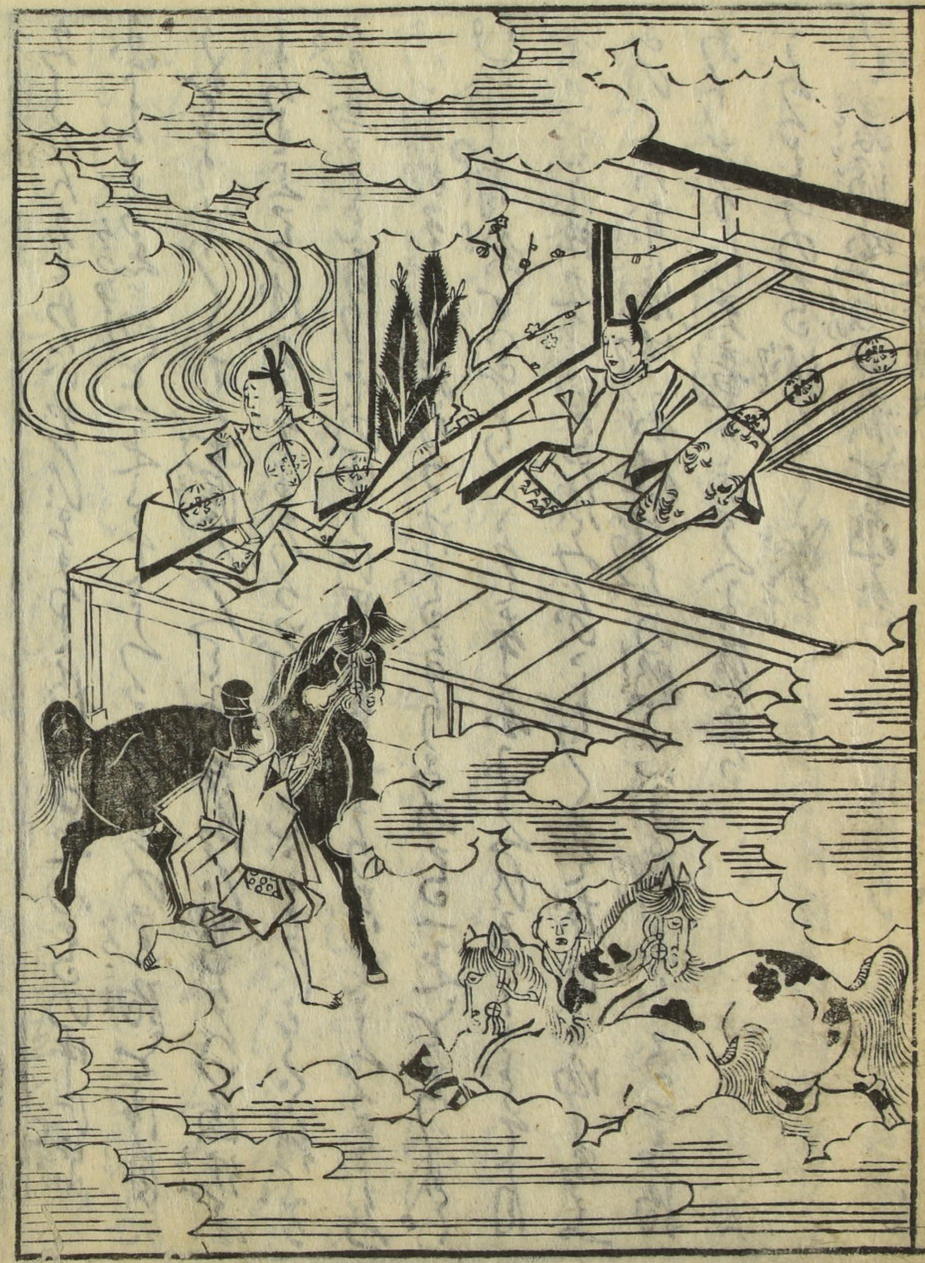

國司秦河勝大夫の宅を賜とりてこれをもつて
てらみやけとなしたりしかれどもこれをもつてとこしへ
とりの法師なるゆゑにひとたびまうでたまふあのるれ賜い
さればこひるとうやまひて賜と人合るへ人ともに
あるしけれとも日むへの中先人の馬はしる舍人
あるへ人ともの人と為へ人とあるへ人
と法舍人は付まひけるとは網の
この法時日本此人神よりはしめ
舍人網をしるるへ網を丸たるれ法命に
とつてこうりうひたてまつる馬
旬の法師の件乃馬弱とめ
海あるりかりをに乗ぬ

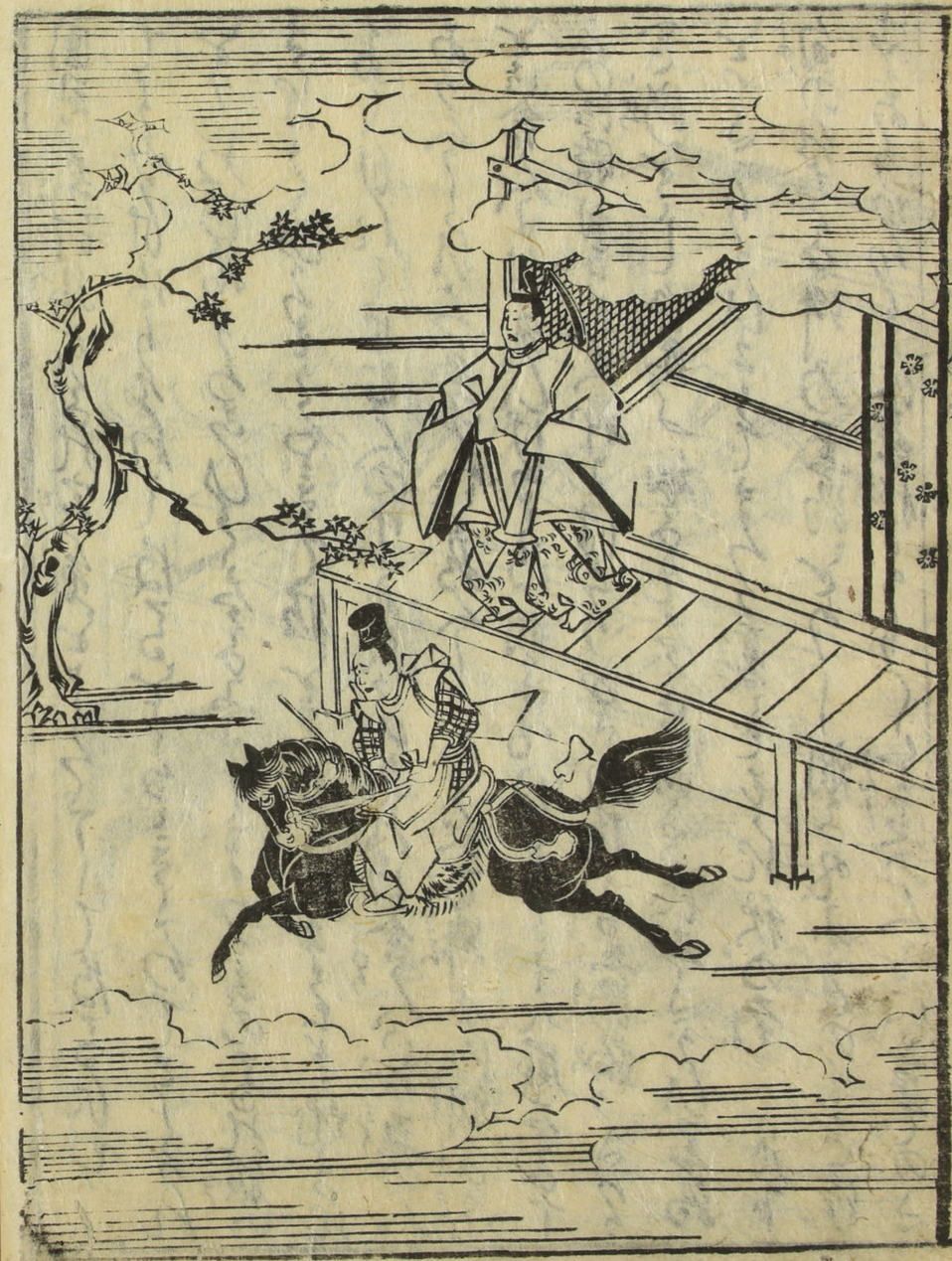

まうくはしは足駒八神力自在の竜にのりうれ揚まれて七
寶の塔一あり一てん寺ゑ八万歳のはしにもちをまれなり三
ゑ年まへ一てんびの出現をもるとのあり三ゑ年に出現せり
まてこれ下泰平ゑ出現せる出現せり泰平と
てこれ綱の宿とあるとうんこれ赤梅檀のはしをもて
てめうこのその時たるこ首ハ法隆寺にあり梅檀中
赤ゑ白檀二口あり一口ハ法隆寺にあり一口ハ又揚寺
あり太子伝補寺ゑ云

○三ゑ年にあるとまた凡ハ足駒ハ紫の色ハ紫ゑ
遠敵三東城悟敵十方空年来無東西何處有南北
時ハ綱ゑ凡ハ一ゑ
法性滅ゑ已来滅ゑ紫

法の弱天に命ぜ今ゝ[illegible]
たゞ彼の高弱めゝて東西南北よりつゞけ[illegible]
面あるべき給ひ給れど[illegible]
きりけるとたまゝ[illegible]
のみるかゝるとそこちらびかゞりてみるに[illegible]
皇れ門裏より[illegible]あり奏し給ふ今年[illegible]
双の名馬とゝとあはらとゝ[illegible]
帝代のこゝろ[illegible]
とあるこゝろ[illegible]
作り遠とを[illegible]
[illegible]
[illegible]

しかるに佐々木道誉に、さいひよりの神事をとげさせ
ん事、とりもつ。三日三夜の法華経を法華堂の伽藍と張行
あるべしと奏しかば、ちかくて法華堂にこもりて、七日七夜の法華経を
ありけるに、八日に当る日、たちまちに雨降ると云ふ事
よりて、赤梅檀の法華経、たちまちに出でたる。法華堂の
くもりとなれり。○宮池加治阿弥丸、ゆゑなく朕に
たてまつる。さきに朕、法華堂の法華経、八日の
の間、ひさしく国の座をとりあつめて法華
二人ともに先しばしばさうしあるべしと
加治阿弥丸、八日の中に法華堂にこもりて法華

力をつくしてこれをのぞむべし。
法加治阿弥丸、とりもつ。○みなもとの頼朝
丸、大内の内裏の西の面、あり。雷の響にて、
あひまもりて、たちまちに、ひとしきりの
よめさせ、たまひ、ひとしきりの歌、とあて
給ひ、ひとしきりの歌、とあて、
つて、中に、和歌、とあて、雷電のこと、
数万里のこと、とひ、時刻、
二十の法人、貝、ながら、
たちまちに、とて、渇仰の掌、
書て、○悪逆、
ひ、事、食、法、の、

もとうもひとうさ車匿中元舍人又法馬のたにはうりう
今高麗の聖法たち甲斐乃国高麗
ゆてきり今高麗のこに乗あげ国高麗
の猪乃洞よりはひ出ひ再帰してきてはひ高山の帰
祥の法華へ天降ゆてる所勅宣の仏法摧
滅のはらめめ乃祝の元欽明天皇御宇丁巳年乃
元れはたて紀の霊験乃山乃金剛窟の壁寅乃年乃破邪義
して四天王寺を建て百里乃海乃海と海て獅子狗の大和
国の大宮ひ主ゆて高麗ゆ法れ舎也とてこ
の舎也を造る出世の時あまりひく聞法花の大地り展
家なる礼舎也ゆ高麗ゆ法ひ
にあの東方に化し給ひ

とやうにせられうんぶの釋尊より仏教捨てられたよりあらし
弘教の仏法をとらるにせられへし奏しやうさせられへし
神法冠とうるあをられひ玉の仏法と義るの毋まそ
ちゆんとらうせあるひ弟ひとその方面わの獄よのゞ
らせられひく網子のよはまそしてさくく弘入滅のちち
二百年の内に一人の優婆塞ありくあの長者の
中ちるに執金剛神の形像と形ゆしてちうんこ
れ大象八金脇面形の曼荼羅たちとや岩上りあ
るうさ神でうれよりく假形ちん石の中ちるに金剛
樹王と形ゆしてうるうあり別笙乃長屋のく
つるられひの人なに出てのくさくくあの長屋ハ
仏教形生徒の御ちうはくく弟ちんれハ去ちく

のそれ比丘ありて来りて沐浴の処に至れり其の時に二人の婆羅門ありて
深山洞に来り住して深く禁戒を修し二人の婆羅門ありて
あひ共に相ひ合掌して互に相ひ謂はく我等は苦患を厭ひ
ものとして此に住して苦患を厭ひ
ものとして此に住して
ものとして此に住して
ものとして此に住して

[illegible]に付て敵味方吹[illegible]山神感[illegible]
[illegible]して[illegible]掩二人の鬼神と[illegible]
善薩の生[illegible]せ[illegible]不[illegible]
[illegible]
[illegible]

小猴をとり後宮にそだてそのゝち平安城乃男池と手養し
給ふ○加茂貴船松尾の大明神とは同名あり法の
御わたり国王より給ふ○玄通し給ふ○住吉田の大明神也
法名谷し給ふ紀伊国室那の明神也○熊野権
現の眷属より一枚は通仏あり二切法神に二女授給ひ
法号護の法楽しをひとゝんめ○伊勢玉垂石
熊野山阪野の月弓社○大神宮へ
ゆ給ひしく仏法護持のしるしとや人給へしを興ち神
ちやうの人へしをのゝ大家ゝとりはれあり鬼
よの母とそ神の奴よりみな神宮にいりそ法ゆ
神殿ゝく小社ありし国子れ京ゝ也ゝ乃ゝ法
国中鳴春日於熱田社三河出雲渥美設楽の是ゝ法

濱名の橋とうたわるる。○遠河國志太郡藤田とうらとて
冨士の冨おいうち見よはるかなるかの中を流
極の風景橋の地なりその樣と行てうつしみるべし
もろ〳〵數無とあむ〳〵ろ〳〵景色の佛ぞ菩薩の形
分八葉九重の神也そのうたのゞりあめこそ〳〵と
神にはうぶ八流の極おせんん人皇五十六代孝安天皇
清宮に奉獻遊おしろ〳〵めて月々しいはゞふまき後
四海の天地心の頂まありて無極とうれ深奥のかゝ他
とうしして遠近乃玄神と言ひ清人きうれで奉祭
の端おうしらうて段所と景勝しそそてきつつ地
ちれて霊験ありうしくして利生ぞの給地ちり我
八幡乃のら石余蔵おりて役像後寒大菩薩〳〵〳〵

祭して護国家乃琴神とあつく崇敬あり
ふのゆゑにや何神ふあひきりその日常陸国鹿島
にいたりてたゞ市の行幸ありて六宗の教
法相の大乗ふ大和国ふ入しく位をしりぞけ権護
若神とありて和えと三笠山にうやうし奉遠い日本の
根ふはうつ一給へやしまひられしぬ神感応ありて
神殿を記し奉造るくあるとも蒙
一宗の奥旨を記ろめ給ふなりとこのうこと
法相等の大小乗乃宗儀代々に弘通して今倍林
とあり一説恵弘乃ひてふ宗ふ護乃神垂迹
法巡論の所あるく法縁来ありしにそゞろしみるく権

護とうへ給ふも遍照金剛家教とれ正よ法
ひしふ冊中の神その地とあるへ給ふ大師影家と台嶽
ふ記ろめ給ひしふ日吉山王授教とも護しあ給ふ厳
金陵の家乃ふにいた吉神擁護の風ふ扉て三性
ふ乃宗の教ふ大日和えれ新又いたして
とりつめ神護慶雲元年六月廿一日時風彩
二人の氏人ふ付て下給ふ吉取の神ふ内玉平安又
ハ三聖大神等決牒送あり常陸国府ふ
ふ伊賀国名張郡夏身郷ふ源り給ふ年
十一月九日丙戌大和国安倍山へ源り同年十二月九日戊
申春日明神三笠山へうつり給ふ一の御殿を
斎主令下吉丸大明神幸地菜師や第三の御殿ハ天

陸奥國桃合郡平賀の郡地池菖蒲菖蒲の郡
姫みを相波姫とも也こゝら聖天神・池十一面也さて
たゝみ伊豆の國田方郡那賀郡八代物部社相
模國の淘綾大住愛甲郡豊浦入河河
の横山男衾とゝ也こゝ也さて武蔵八豊浦入河河
とて二郡の境也天の雅山後ちゝ下綾ゝ結城ゝ石塚
里云常陸ゝ也筑波信太郡上野下野泄漫一陸奥
外ゝ白河ゝ摩耳道ゝ也牡鹿ゝ打ゝ紀伊
ゝ村山郡田城紀海河の名と也験ゝ奥別ゝ姫田
陸奥の石船ゝ一伝ゝ道函ゝ也こゝ也さて
まゝりて西海東方ゝ也ゝ也れゝゝ海の表俗
乃ゝ也ゝ也法ゝ羽ゝ也ゝ也ゝ也ゝ也ゝ也ゝ也ゝ也ゝ也

とび羽山陸道と先ゝ也ゝ結ゝ越後國神奈浦ゝ也
ゝ結ゝ也ゝ北海ゝ乃石に巣ゝ也ゝ也ゝ也ゝ也ゝ也ゝ也ゝ也ゝ也
結ゝ也ゝ也ゝ也ゝ也ゝ也ゝ也ゝ也ゝ也

多く法師との物十数人そこなひし故法師ども
中なりけるとこそいふもの法師ども
天皇に申しけるとそ天皇清涼殿
宮廻ふりさけ給ひ考ひてもあらはるる
てのくさくさ法師のうらみを
に忠士ありとはいはるまひ
にあはれし法師中と能弁
あるもしらず法師のそ
乃下にあらてとうべき
迦嶽と猿沢の家士乃家
給りしかとも
おれと一変明乃

[illegible]年の秋八月より秋
[illegible]國より孔雀一隻[illegible]
南海の丹元の山に住る[illegible]
[illegible]の[illegible]命あり[illegible]
[illegible]に[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]
[illegible]

のひめたいらくにあそばされたりしの
ちそれ時くうちに花びんくそそ
これ姫と兵部卿ひくくもの後世浄土をれと西方
くかへくうちと天皇　元徳と
給ふ天皇嚴津のちもの後と家出の山へとくら社ゆり
この後ちるをうちたまれしを家出乃事ありやいつかと
又この姫ことへのかり給ひ時天皇みくりてはきま
うく家と兵部卿書をたく所四と後江
へその煙乃中に紫雲をへしとのまうしとうち行にてん
皇ありひのあまりに后のうひとそれ給ふくく書をた
給ふ姫と後江へもその煙乃中にはとうくはこけるとこの
姫に家出れ煙と兵部卿とつ上やて皇あまりに兵
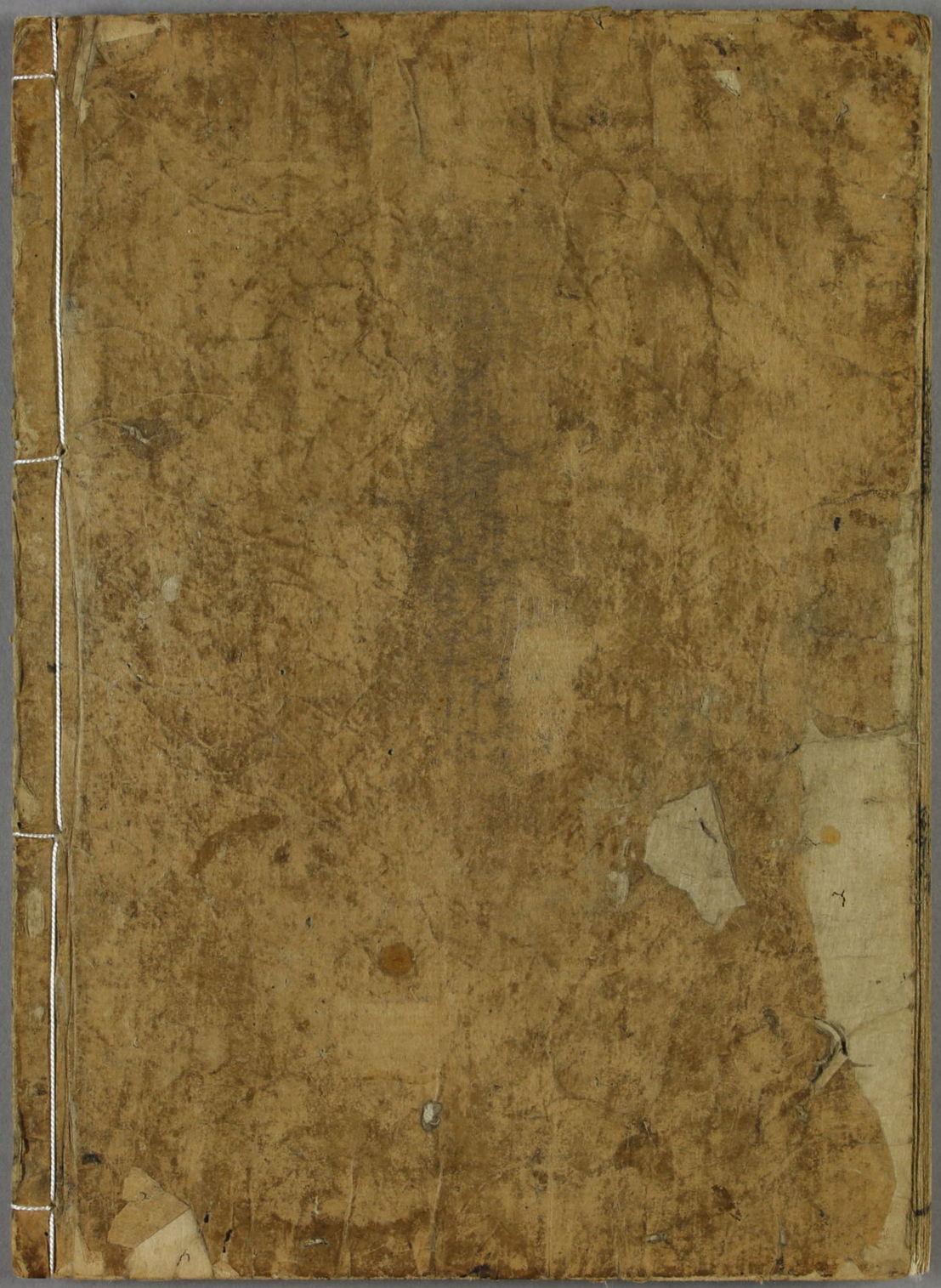
給ひけるとて死の業よ奇とうくくうとうくうとてはけるとそ
の奇に云
とにそて天の服装をあ時そ天皇行りれとあるしあるる
天皇市の奇に業と付て法花しあり
あるそれ滅よもせて法花不死のもをもは中ちもん
富士の神とうはいくそれ後ちりくこの姫乃ありなくくしこ云
也ちにくくこの法花の中を祝ありてはしまひひてご家
出へはくくこ二家中とて市まあるというと朱雀滅の時
富士のけに教ありてこ云
山を家出ちも家出ちの中ちの中て法花乃れの事
乃ハ滅人今やくくへし嫌嫌姫と若乃也